

第3次六戸町障害者計画及び 第4期六戸町障害福祉計画

平成29年3月
六戸町

はじめに



住み慣れた地域で、障害の有無にかかわらず誰もが安心して、いきいきと自立した生活を送ることは、町民全体の願いでございます。

本町では、平成 19 年 3 月、障害者自立支援法の成立を背景に、障害福祉サービス等の提供に関する障害福祉計画を既存の障害者計画と合わせ、「第 2 次六戸町障害者計画及び第 1 期六戸町障害福祉計画」として一体的に策定し、障害のある方にできる限り地域での快適な生活を送っていただくことを目指して、障害者支援のためのサービス確保や様々な分野の障害者施策に取り組んでまいりました。

そうした中、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、また、平成 24 年には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障害者福祉制度が更に充実されたところであります。

この度、計画が期間の満了を迎えることから、障害者施策全般の内容について見直しを行い、新たな「第 3 次六戸町障害者計画及び第 4 期六戸町障害福祉計画」を策定いたしました。

この計画のもと、六戸町のすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害者の方々への施策の充実に努めてまいりますので、町民の皆様には、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心な議論を重ね貴重なご意見をいただきました六戸町障害福祉計画等策定委員会委員の皆様、アンケート調査等ご協力いただきました町民の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

六戸町長 吉田 豊

目次

第3次六戸町障害者計画

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
（1）六戸町障害福祉計画等策定委員会	3
（2）行政内部の連携体制	3
（3）アンケート調査	3
5 計画の点検・評価・見直し	4
第2章 障害者の現状	5
1 人口推移	5
2 障害者の状況	7
（1）障害者数の推移	7
（2）身体障害者数	8
（3）知的障害者数	9
（4）精神障害者数	9
（5）難病患者の状況	10
第3章 障害者計画の基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 各分野に共通する横断的視点	12
（1）障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援	12
（2）当事者本位の総合的な支援	12
（3）障害特性等に配慮した支援	12
（4）アクセシビリティの向上	13
（5）総合的かつ計画的な取組の推進	13
3 基本目標	13
4 施策の体系	14

第4章 施策の方向 15

【保健・医療】基本目標1 健康で生き生きとした暮らし

- 1 障害の発生予防・早期発見・早期治療・早期療育..... 15
- 2 精神保健対策及び難病対策..... 19
- 3 医療及びリハビリテーションの充実..... 21

【生活支援】基本目標2 自立した生活を支援するサービス

- 1 生活支援体制の整備..... 24
- 2 相談支援体制の充実..... 28

【教育・育成】基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境

- 1 インクルーシブ教育システムの推進..... 32
- 2 特別支援教育の推進..... 35

【雇用・就労】基本目標4 生きがいを持った暮らし

- 1 雇用・就労の促進..... 37
- 2 福祉的就労の充実..... 41

【生活環境】基本目標5 安心して暮らすことのできるまち

- 1 福祉のまちづくりの推進..... 42
- 2 移動・交通対策の推進..... 45
- 3 防災・防犯対策の推進..... 47

【広報・啓発】基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーション

- 1 啓発・広報活動の促進..... 51
- 2 ボランティア活動の推進..... 56

【人権】基本目標7 差別の解消及び権利擁護

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進..... 59
- 2 権利擁護の推進..... 63

【情報】基本目標8 情報のバリアフリー化

- 1 情報アクセシビリティの向上..... 66

【スポーツ・芸術】基本目標9 心豊かに充実した暮らし

- 1 スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動の促進..... 69

第4期六戸町障害福祉計画

第1章 計画の概要	73
1 計画の背景	73
2 計画の性格	73
3 計画の期間	74
4 計画の策定体制	75
（1）六戸町障害福祉計画等策定委員会	75
（2）行政内部の連携体制	75
（3）アンケート調査	75
5 基本理念	76
6 計画の点検・評価・見直し	77
第2章 障害福祉計画の目標及び見込み量	78
1 福祉施設入所者の地域生活移行の目標	78
2 地域生活支援拠点の整備	79
3 福祉施設から一般就労への移行の目標	80
（1）福祉施設から一般就労への移行	80
（2）就労移行支援事業利用者数	81
4 障害福祉サービス等の確保の方策及び見込み量	82
（1）訪問系サービス	82
（2）日中活動系サービス	84
（3）居住系サービス	87
（4）相談支援サービス	88
（5）障害児通所支援	89
（6）障害児入所支援	91
（7）障害児相談支援	92
5 自立支援医療及び補装具	93
（1）自立支援医療	93
（2）補装具費支給	93
6 地域生活支援事業	94
資料	99
1 六戸町障害福祉計画等策定委員会設置要綱	99
2 六戸町障害福祉計画等策定委員会委員名簿	101

第3次六戸町障害者計画

第1章 計画の概要

1 計画の背景

本町では、平成18年度の「障害者自立支援法」の施行を受け、同法に基づく「第1期六戸町障害福祉計画」と「障害者基本法」に基づく「第2次六戸町障害者計画」を一体的に策定し、「ノーマライゼーション・リハビリテーション」を基本理念に掲げ、様々な障害者施策を総合的に実施してきました。

前計画の策定から10年が経過し、この間国では、障害者の権利及び尊厳を保護及び促進する観点から、「障害者権利条約」の意義を認め、平成19年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」を施行し、障害者の自立と社会参加を支援するための施策の方針を示しました。これに基づき、計画の見直しが行われ、平成25年9月に新たな「障害者基本計画」を策定しています。

平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の制定が行われ、発達障害者や難病患者等が障害福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの新しい内容が示されました。

また、障害者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定されました。

さらに、国、地方公共団体、独立行政法人が障害者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が平成25年4月に施行され、この法律では、障害者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定めています。

こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果を踏まえ、本町では、障害者が可能な限り、住み慣れた地域の中で普通の暮らしが出来るよう「第3次六戸町障害者計画」（平成29年度～平成35年度）を策定し、今後の障害者福祉のより一層の推進を図るものです。

2 計画の性格

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、第 4 次六戸町総合振興計画及び第 3 次新青森県障害者計画（だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして）を基本とし、平成 28 年 10 月に実施した障害福祉に関するアンケート調査を参考として、本町における障害者施策の基本方針を定めたものです。

その実践に当たっては、行政はもとより、企業、民間団体等、全ての住民がそれぞれの立場において共有し、推進していくものとします。

3 計画の期間

平成 29 年度を初年度とし、平成 35 年度を目標年次とする 7 カ年計画としますが、社会経済情勢の変化に対応し計画を硬直的なものにしないよう、必要に応じて見直しを行うこととし、その時点時点で最良と考えられる方策を選択することで、柔軟に課題に対応していくものとします。

◎計画期間

平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度
第4次六戸町総合振興計画								
第2次六戸町 障害者計画						本計画		
	見直し	第3次六戸町障害者計画						
第4期六戸町障害福祉計画								
国障害者基本計画								
第3次青森県障害者計画								

4 計画の策定体制

(1) 六戸町障害福祉計画等策定委員会

この計画の策定に当たっては、関係団体の代表者、行政関係代表者、有識者等の代表者からなる「六戸町障害福祉計画等策定委員会」を設置し、審議・検討を行っています。

(2) 行政内部の連携体制

本計画の策定は、障害者福祉に係わる福祉課を主管課とし、庁内関係課と連携を図り、検討・調整を行っています。

(3) アンケート調査

本計画の策定は、障害者を中心に住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、計画づくりの初期段階において、障害者等の現状や意向などを把握するためのアンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。

■アンケート調査の概要

調査対象	配布数	① 回収数 【回収率】	無効回答	②有効回答 【有効回答率】
①障害者	567件	295件 【52.0%】	0件	295件 【52.0%】
②一般住民	500件	221件 【44.2%】	2件	219件 【43.8%】

※①障害者（障害者手帳所持者）

【身体障害者手帳・愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳及びサービス利用者】

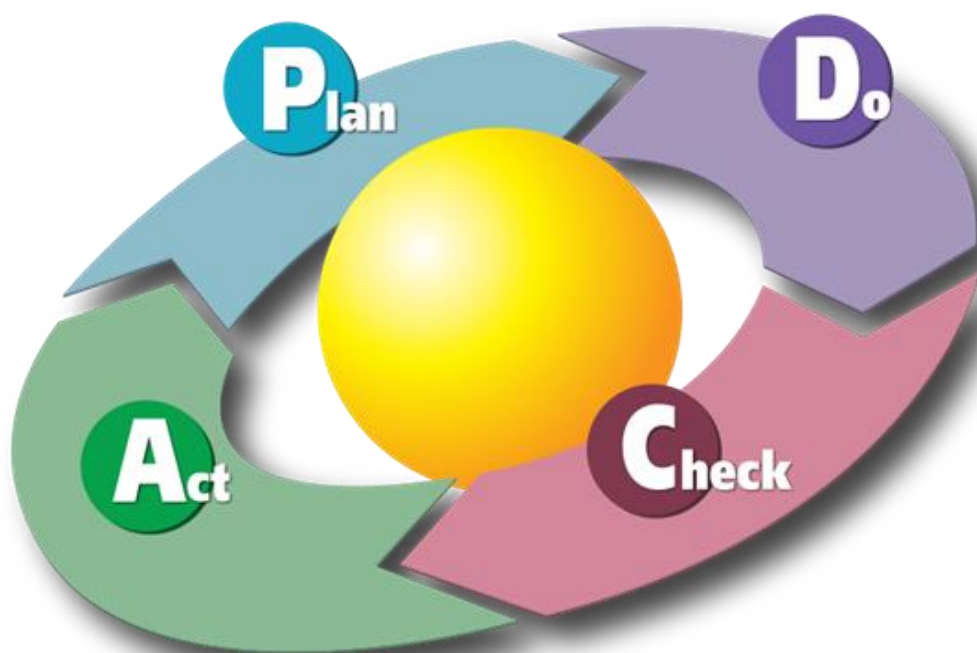
※無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

5 計画の点検・評価・見直し

本計画は、計画の見直しの際にアンケート調査等を行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、策定委員会において計画の点検・評価を行います。

障害福祉の向上のため、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証・評価（Check）⇒改善（Action）」の継続的かつ柔軟な実施に努めます。

■PDCAサイクルの概念図



※PDCA

- ① Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
- ② Do（実行）：計画に沿って業務を行う。
- ③ Check（評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
- ④ Action（改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

第2章 障害者の現状

1 人口推移

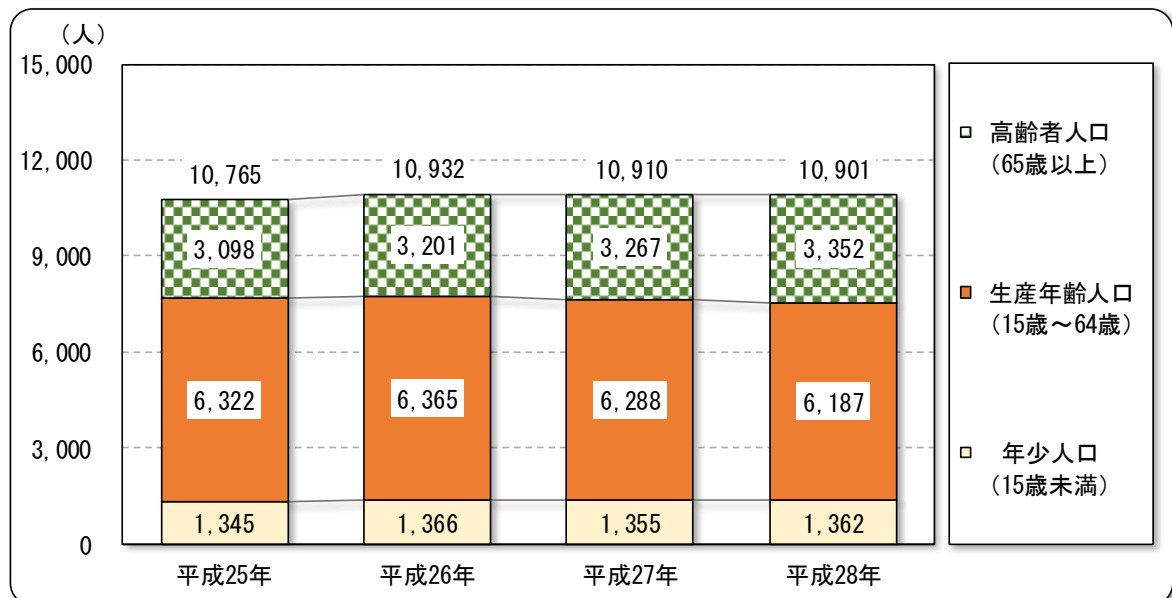
本町の人口は、平成26年以降僅かな減少傾向で推移し、平成28年3月31日現在の総人口は10,901人となっています。

年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口は増減があるものの横ばい傾向で推移し、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

また、年齢3区分別人口割合でも同様の傾向がみられ、平成28年3月31日現在では、年少人口割合12.5%、生産年齢人口割合56.8%、高齢者人口割合（高齢化率）30.7%となっています。

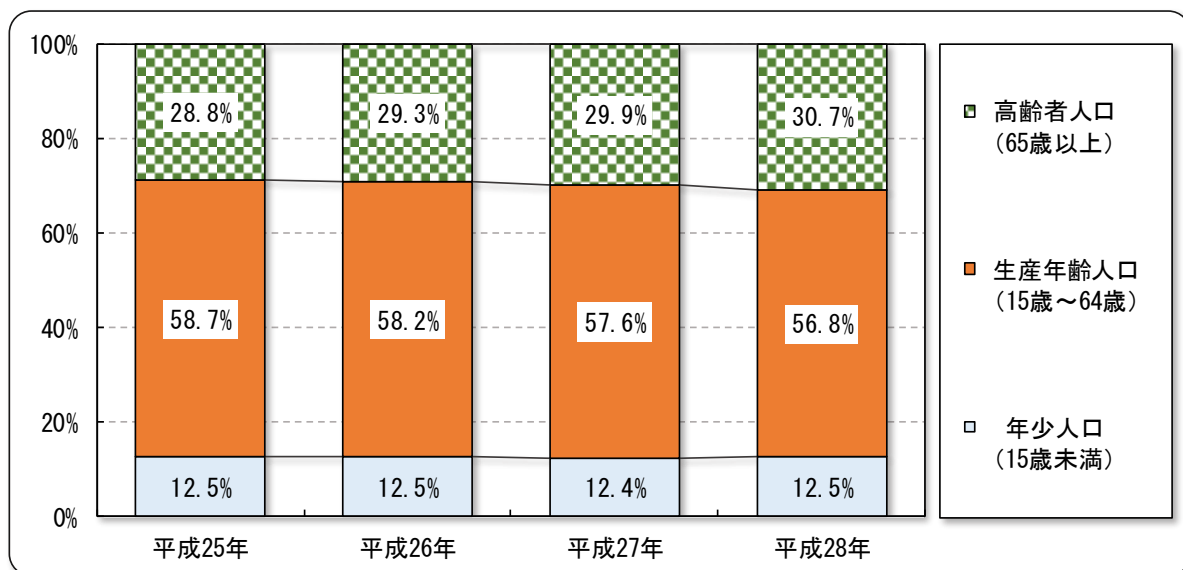
平成28年3月31日現在の人口構成をみると、特に60～64歳と65～64歳の年齢階層の人口が多くなっています。

■ 年齢3区分別人口推移



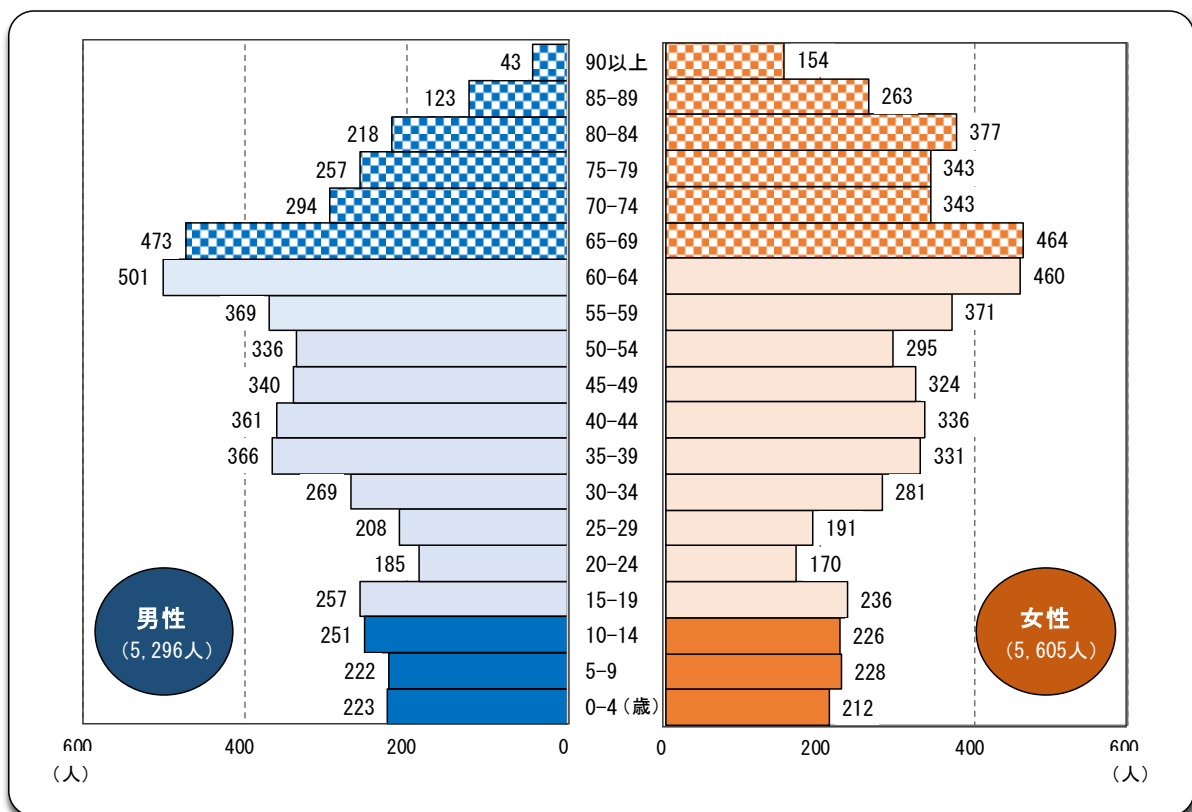
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■ 年齢3区分別人口割合推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■ 人口構成



資料：住民基本台帳（平成28年3月31日現在）

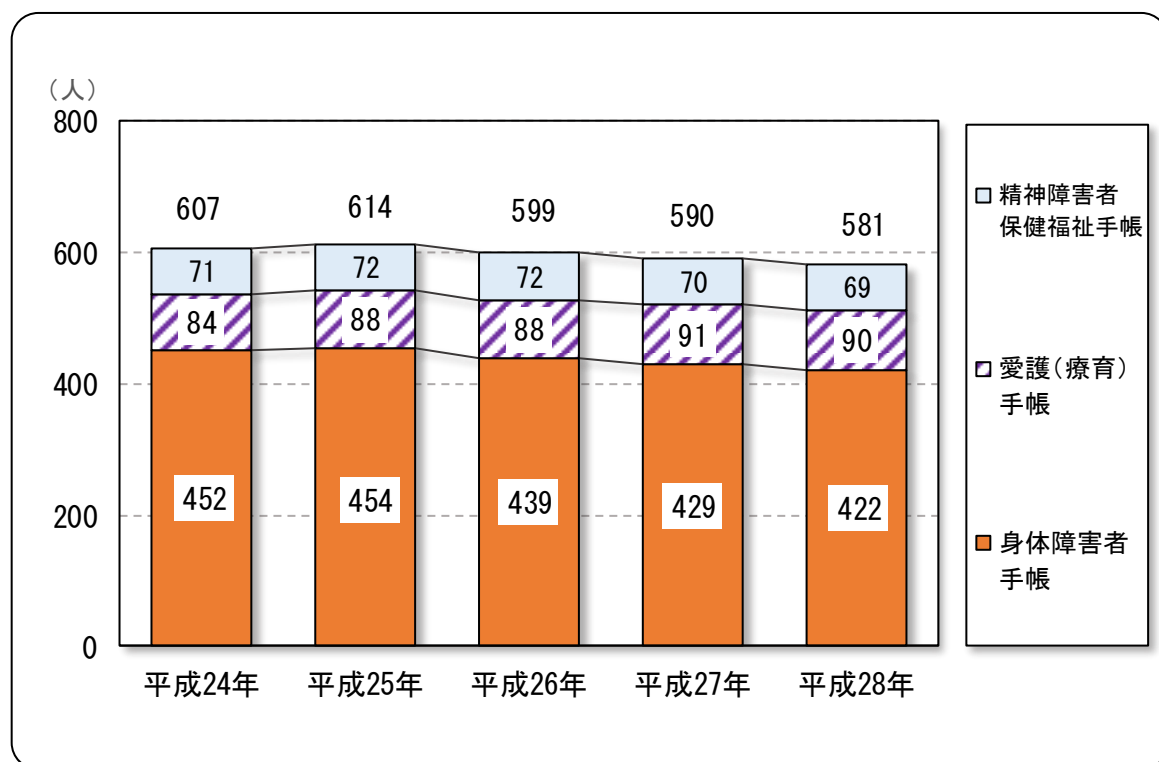
2 障害者の状況

(1) 障害者数の推移

障害者手帳所持者数をみると、平成 25 年以降減少傾向で推移し、平成 28 年 3 月 31 日現在では 581 人となっています。

障害別でみると、平成 25 年以降は、身体障害者手帳所持者が減少傾向で推移し、愛護（療育）手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者はいずれも横ばい傾向で推移しています。

■障害者数の推移（手帳所持者別）



資料：福祉課（各年 3 月 31 日）

(2) 身体障害者数

平成28年3月31日現在における身体障害者手帳所持者数は、1級の重度障害者が162人と全体の約38%を占めています。また、障害種別では、肢体不自由が最も多く、258人となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

等級	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	184	186	178	165	162
2級	94	88	81	81	73
3級	59	62	62	67	67
4級	83	85	85	84	87
5級	13	13	13	12	12
6級	19	20	20	20	21
計	452	454	439	429	422

資料：福祉課（各年3月31日）

■障害別身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

障害名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
視覚・視野障害	27	25	24	24	25
聴覚・平衡障害	31	33	31	29	28
音声・言語・咀嚼障害	6	6	6	6	6
肢体不自由	289	284	271	263	258
内部障害	99	106	107	107	105
計	452	454	439	429	422

資料：福祉課（各年3月31日）

(3) 知的障害者数

平成 28 年 3 月 31 日現在における愛護（療育）手帳所持者は、A（重度）が 25 人、B（中軽度）が 65 人となっています。

■愛護（療育）手帳所持者数 （単位：人）

年 齢 層	程度区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
18歳未満	A（重度）	6	5	4	4	4
	B（中軽度）	8	11	9	13	12
	計	14	16	13	17	16
18歳以上	A（重度）	18	19	20	20	21
	B（中軽度）	52	53	55	54	53
	計	70	72	75	74	74
計	A（重度）	24	24	24	24	25
	B（中軽度）	60	64	64	67	65
	計	84	88	88	91	90

資料：福祉課（各年 3 月 31 日）

(4) 精神障害者数

平成 28 年 3 月 31 日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1 級が 30 人、2 級が 34 人、3 級が 5 人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 （単位：人）

等 級	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
1 級	35	32	33	31	30
2 級	29	33	33	33	34
3 級	7	7	6	6	5
計	71	72	72	70	69

資料：福祉課（各年 3 月 31 日）

(5) 難病患者の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

平成 28 年 3 月 31 日現在の特定医療受給者数は 72 人、小児慢性特定疾病医療受給者数は、10 人となっています。

■特定医療受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数 (単位：人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
特定医療受給者数	55	60	61	68	72
小児慢性特定疾病医療 受給者数	6	9	8	9	10

資料：上十三保健所（各年 3 月 31 日）

第3章 障害者計画の基本的な考え方

1 基本理念

ノーマライゼーション ・リハビリテーション

前計画を継承し、障害の有無にかかわらず共にあゆむ社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障害があるために人間的な生活条件から疎外されている方の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」を本計画の基本理念とします。

■「ノーマライゼーション」

一般的には、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

■「リハビリテーション」

一般的には「障害のある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味します。

2 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害者及び障害者の家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者施策が、障害者が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は障害者が直面するその時々
の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。

特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれていることがあること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意します。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに施策の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障害者が経験する困難や制限が、障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因していることを踏まえ、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

特に、障害を理由とする差別は、障害者の自立または社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組が行われる必要があることから、平成 25 年に制定された障害者差別解消法及び平成 25 年に改正された障害者雇用促進法に基づき、国・県や障害者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りながら、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

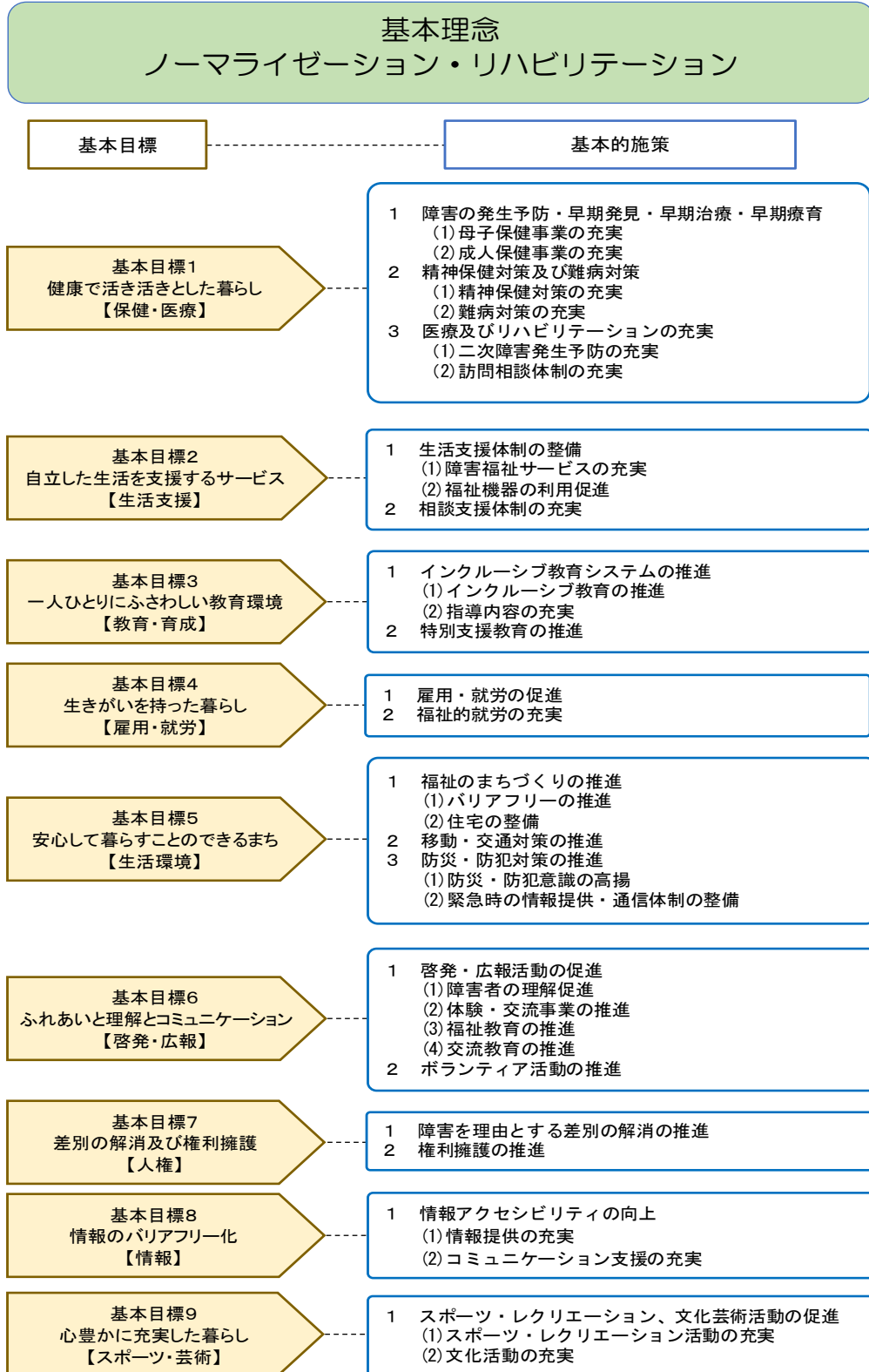
障害者施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、9つの基本目標を設定します。

- | | | |
|--------|------------------------|-------------|
| 基本目標 1 | 健康で生き生きとした暮らし…………… | 【保健・医療分野】 |
| 基本目標 2 | 自立した生活を支援するサービス…………… | 【生活支援分野】 |
| 基本目標 3 | 一人ひとりにふさわしい教育環境…………… | 【教育・育成分野】 |
| 基本目標 4 | 生きがいを持った暮らし…………… | 【雇用・就労分野】 |
| 基本目標 5 | 安心して暮らすことのできるまち…………… | 【生活環境分野】 |
| 基本目標 6 | ふれあいと理解とコミュニケーション…………… | 【啓発・広報分野】 |
| 基本目標 7 | 差別の解消及び権利擁護…………… | 【人権分野】 |
| 基本目標 8 | 情報のバリアフリー化…………… | 【情報分野】 |
| 基本目標 9 | 心豊かに充実した暮らし…………… | 【スポーツ・芸術分野】 |

4 施策の体系



第4章 施策の方向

【保健・医療】

基本目標1 健康で生き生きとした暮らし

1 障害の発生予防・早期発見・早期治療・早期療育

【現状と課題】

障害の原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあります。アンケート調査（障害者）によると、障害の主な原因については、「脳血管障害」が最も多く、「先天性の障害」、「その他の疾病」、「心臓疾患」が比較的多くみられます。

先天性の障害については、予防はもとより、早期発見から治療・療育に結び付けることで障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

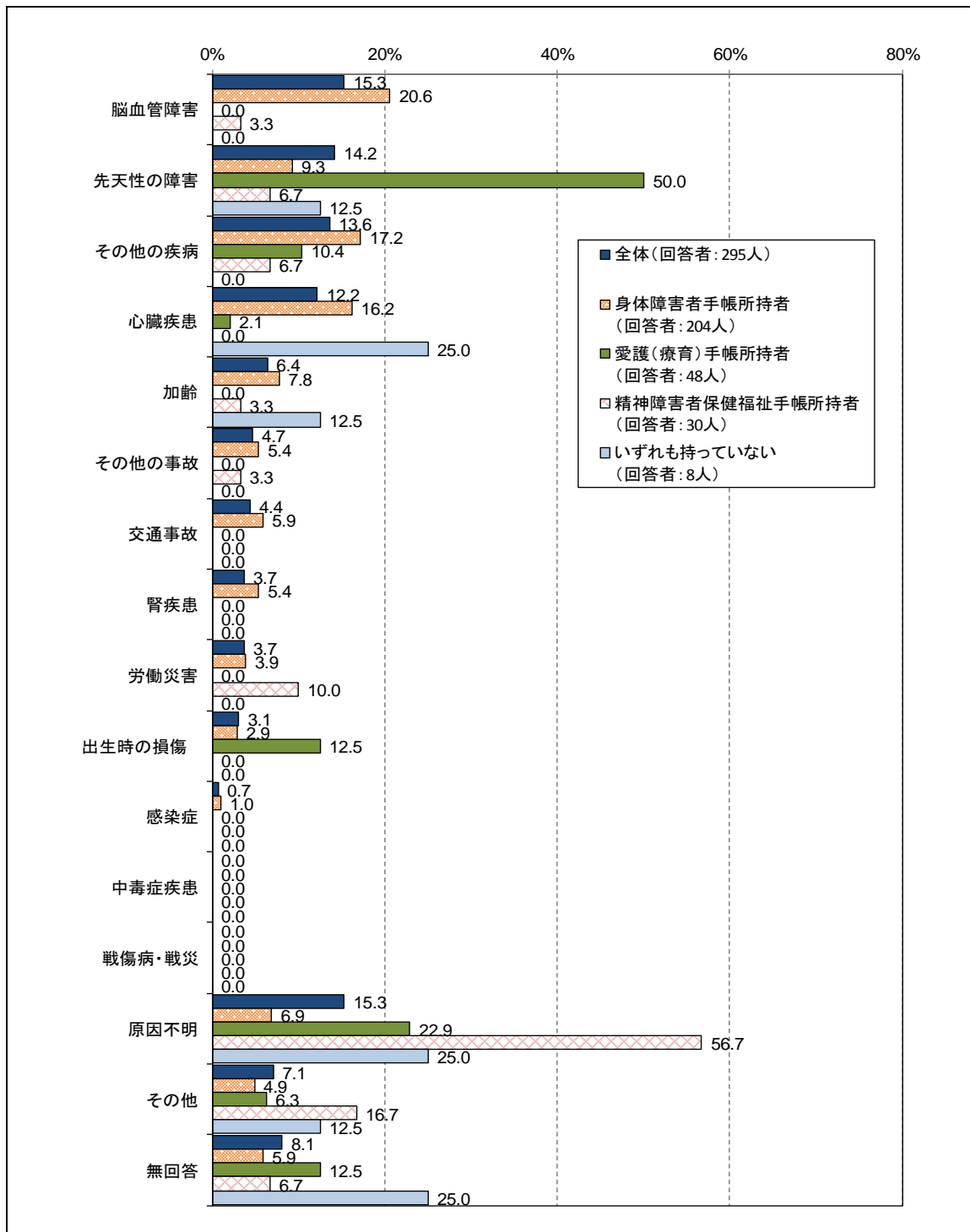
本町においては、障害の原因となる疾病の早期発見、早期治療を図るため、母子保健対策としては、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施したり、育児相談、訪問指導を行ったりしています。今後も、近年増加している発達障害も含めた乳幼児の障害に対応していくため、健康診査、健康相談、健康教育、保健師による訪問指導などの母子保健対策の充実を図る必要があります。

早期療育においては、保育、学校教育等の各段階における生活の基盤をつくり、障害のある人が地域で自立した生活を送るための基礎をつくる極めて重要なものであることから、療育機関との連携のもと必要な支援を行っています。今後も、乳幼児の健康診査において発達状況を確認するとともに、早期対応が必要な乳幼児については、専門機関における経過観察や療育が受けられるよう関係機関につなげていくためのネットワークの構築や専門家による支援を更に充実させていく必要があります。

また、成人においては、後天性の障害の原因となる「脳血管疾患」、「心疾患」などの疾病の多くが、長年の運動不足や食生活などの生活習慣が原因となる「生活習慣病」であることから、健康づくりを推進するために、各種健診の実施や講演会、教室等の開催等により、健康についての意識を高める機会を提供すると共に、保健事業のさらなる充実を図り、疾病の早期発見・早期治療に努める必要があります。

アンケート調査より

■ 障害のおもな原因



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) 母子保健事業の充実

妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病の予防や異常の早期発見を図るため、また、育児不安を持つ母親が増えている状況など新たな課題に対応した母子保健事業の充実に努めます。

項目と内容
①妊産婦・乳幼児健康診査の充実
◇乳幼児・妊産婦の健康管理のため、年代に応じた各種健康診査の充実に努め、障害の早期発見、早期対応を図ります。 ◇健康診査において所見が認められた乳幼児や家族および妊産婦に対して十分な支援ができるよう関連機関との連携を強化します。
②相談事業の充実
◇乳幼児の発達・発育支援、保護者の育児不安の解消などを図るための育児相談事業を推進します。
③訪問相談体制の充実
◇妊産婦、新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業をさらに充実し、適正な訪問指導を提供します。
④健康教育の充実
◇妊娠・出産・育児について、正しい知識の情報提供を行っていきます。
⑤早期療育体制の充実
◇経過観察が必要な子ども等への対応について、医療機関、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等との連携を図り、適切な支援を行います。

(2) 成人保健事業の充実

生活習慣病やその他疾病による後遺障害を予防するため、適切な生活習慣をとおし
て自ら健康管理ができるよう成人保健事業の充実に努めます。

項目と内容
①健康相談・健康教育の充実
◇地域の健康教室で生活習慣病の予防や健康増進などの知識の普及を図り、糖尿病予防、骨粗しょう症予防、介護予防などを目的とする各種健康教室を開催します。
②在宅障害者への訪問指導
◇障害者が規則正しい生活を送ることができるように、介護方法や家庭でできるリハビリテーションの指導を実施し、介護予防を推進します。
③各種健（検）診の充実
◇定期的に特定健康診査、がん検診を受診するよう呼びかけると共に、受診しやすい体制の整備を図っていきます。 ◇健診後に精密検査が必要な場合は、必ず受診するよう呼びかけます。

2 精神保健対策及び難病対策

【現状と課題】

社会環境の複雑化等により、ストレスなど心の健康が損なわれる要因が増加していることから、心の健康づくりを積極的に推進していくことが大変重要になってきています。精神疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。

精神疾患の予防及び症状の軽減には家族をはじめ周囲の理解が必要ですが、精神疾患に対する理解はまだ十分とはいえず、家族にも打ち明けることに抵抗感があるなど早期対応、早期治療に結びつきにくい状況にあります。精神障害は、早い段階での発見・治療が重要であることから、関係機関と連携しながら、気軽に相談できる体制の充実とメンタルヘルスについての普及・啓発を行い、併せて精神疾患に対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

難病に関しては、これまで 56 の難病に治療法の研究を進めるため国が治療費を助成する「特定疾患治療研究事業」がありましたが、より充実した難病対策を行うため、平成 27 年 1 月に「難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）」が施行され、助成する指定難病の種類がこれまでの 56 から 110 と大幅に増え、平成 27 年 7 月からは、さらに対象疾病が拡大し、306 疾病が難病に指定されています。

また、平成 25 年 4 月より障害者総合支援法に定める障害児・者のなかに難病等が加わり、障害福祉サービスや相談支援等の対象となっています。

原因が不明で治療方法が確立されていない難病は、療養が長期にわたるため、患者及び家族は医療、生活面さらに精神的にさまざまな悩みを抱えて生活している場合が多く、状況に応じて対応できるように関係機関とのネットワークの充実など、きめ細やかな対応が求められます。

【これからの取り組み】

（１）精神保健対策の充実

精神障害者が地域で安心して暮らせるためには、保健・医療・福祉等と地域住民の自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実を推進します。

項目と内容
①相談体制の充実
◇保健所、福祉事務所、医療機関、共同作業所、グループホーム、生活訓練施設など、各関係機関が協力しつつ、健康や日常生活などについての相談体制を充実させ、精神障害者の社会復帰や自立生活の促進を図ります。
◇引きこもりなどの特定の障害に対する相談体制の充実を図ります。

（２）難病対策の充実

難病は、高度かつ専門の医療が必要であるとともに、療養生活が長期にわたり、看護と介護に多大な労力を要することなどから、緊急時の医療はもとより在宅療養における環境整備の充実など、保健・医療・福祉が連携し患者・家族のQOLの向上のための各種支援事業の充実を図ります。

項目と内容
①生活の質（QOL）の向上
◇本人、家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るため、在宅サービスの利用を推進します。
◇ニーズに合った福祉用具の利用に関する相談や援助方法などの情報提供を推進します。

3 医療及びリハビリテーションの充実

【現状と課題】

障害者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、社会参加や地域で自立した生活を送る基礎をつくるうえできわめて重要となっています。

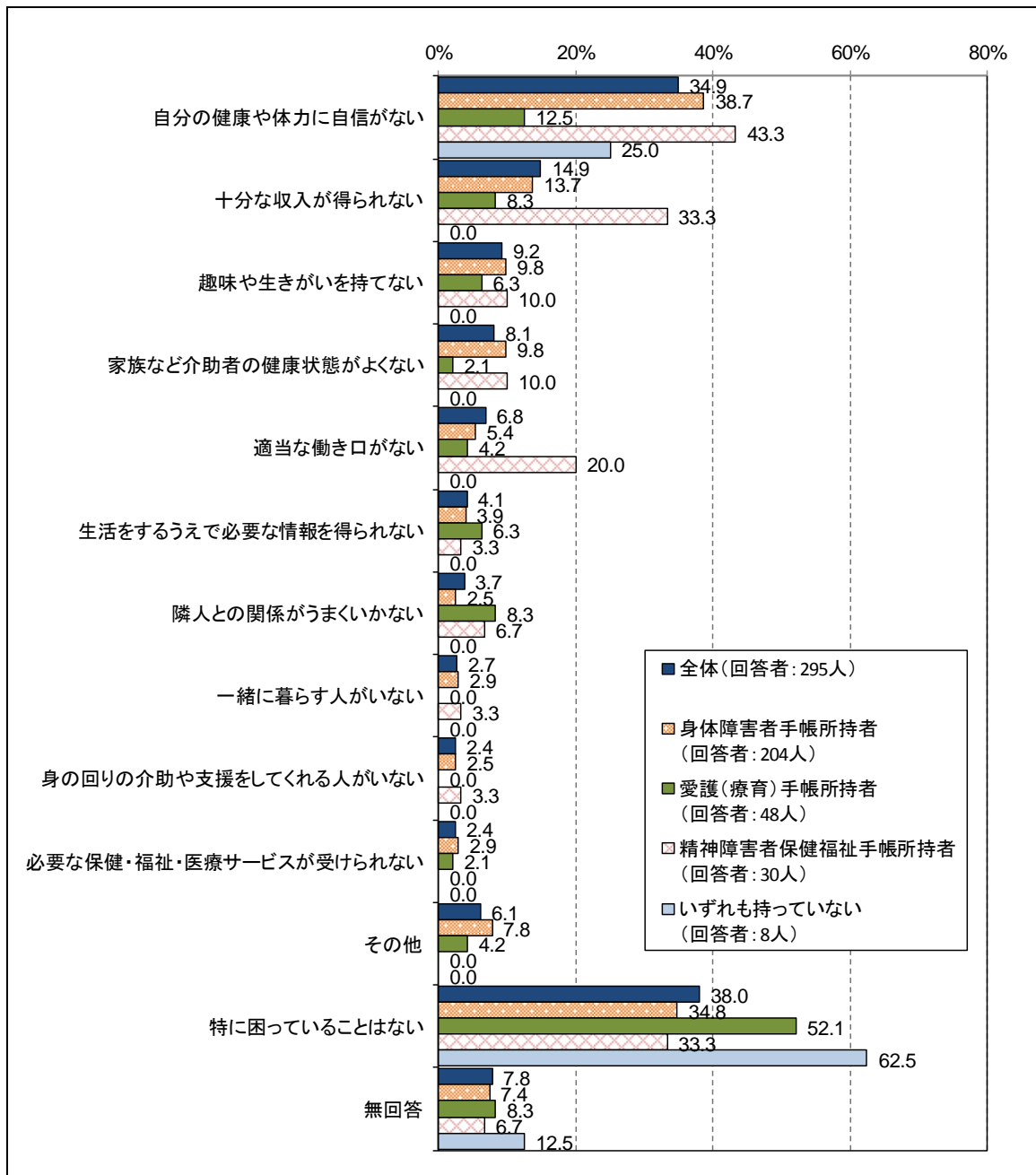
アンケート調査（障害者）によると、ふだんの暮らしで困っていることは、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多い回答であげられています。

定期的な医学管理を必要とする障害者の増加や、障害に伴う二次障害の予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障害者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

また、近年、障害の早期発見、障害の重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。身近な地域において、障害者一人ひとりのニーズに合ったリハビリテーションを受けられるように情報の提供と保健・医療・福祉など、さまざまな関係機関との連携のなかで一貫した支援体制を構築していくことが重要となります。

アンケート調査より

■ふだんの暮らしで困っていること



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) 二次障害発生予防の充実

障害に伴う二次障害及び合併症を予防するため、定期的な医学管理及び本人、家族への情報提供を行います。障害の早期発見および障害に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化、二次障害および合併症の防止を図るとともに、障害のある人に対する適切な保健サービスを提供します。

項目と内容
①健康相談事業の充実
◇障害に伴う二次障害の発生予防等のために、障害者週間等の相談しやすい場面を活用して、障害者の健康相談や健康診査等の保健対策の一層の充実を図ります。
②保健・医療・福祉の連携の推進
◇障害が発生した初期の段階で本人、家族に対し、障害を軽減する各種サービスの紹介等を実施し、精神的支援を図ります。 ◇治療のための医療体制の整備、定期的医学管理等の推進について、医療機関との連携強化に努めます。

(2) 訪問相談体制の充実

保健師が障害者の住まいを訪ね、障害者の病状や生活上の相談にのり、必要な援助を行います。実際の生活の場を訪ねてもらうことで、より具体的に相談や援助が受けられ、障害者自身が障害とうまく付き合い、良好な地域生活、家庭生活を送れるよう充実に努めます。

項目と内容
①訪問相談サービスの充実
◇在宅で療養する障害者等に対して、保健師が訪問し、相談支援を行っていますが、この事業をより一層充実します。 ◇療養、看護、機能訓練などを必要とする人に対して、保健師等が各家庭を訪問し、相談支援を行っていますが、この事業をより一層充実します。

【生活支援】

基本目標2 自立した生活を支援するサービス

1 生活支援体制の整備

【現状と課題】

本町においては、障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスなどによる生活支援の充実に向け、必要なサービスが計画的に提供されるためのサービス提供基盤の充実に努めてきました。

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行されたことにより、障害者の範囲に難病等が追加されたほか、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供が求められています。

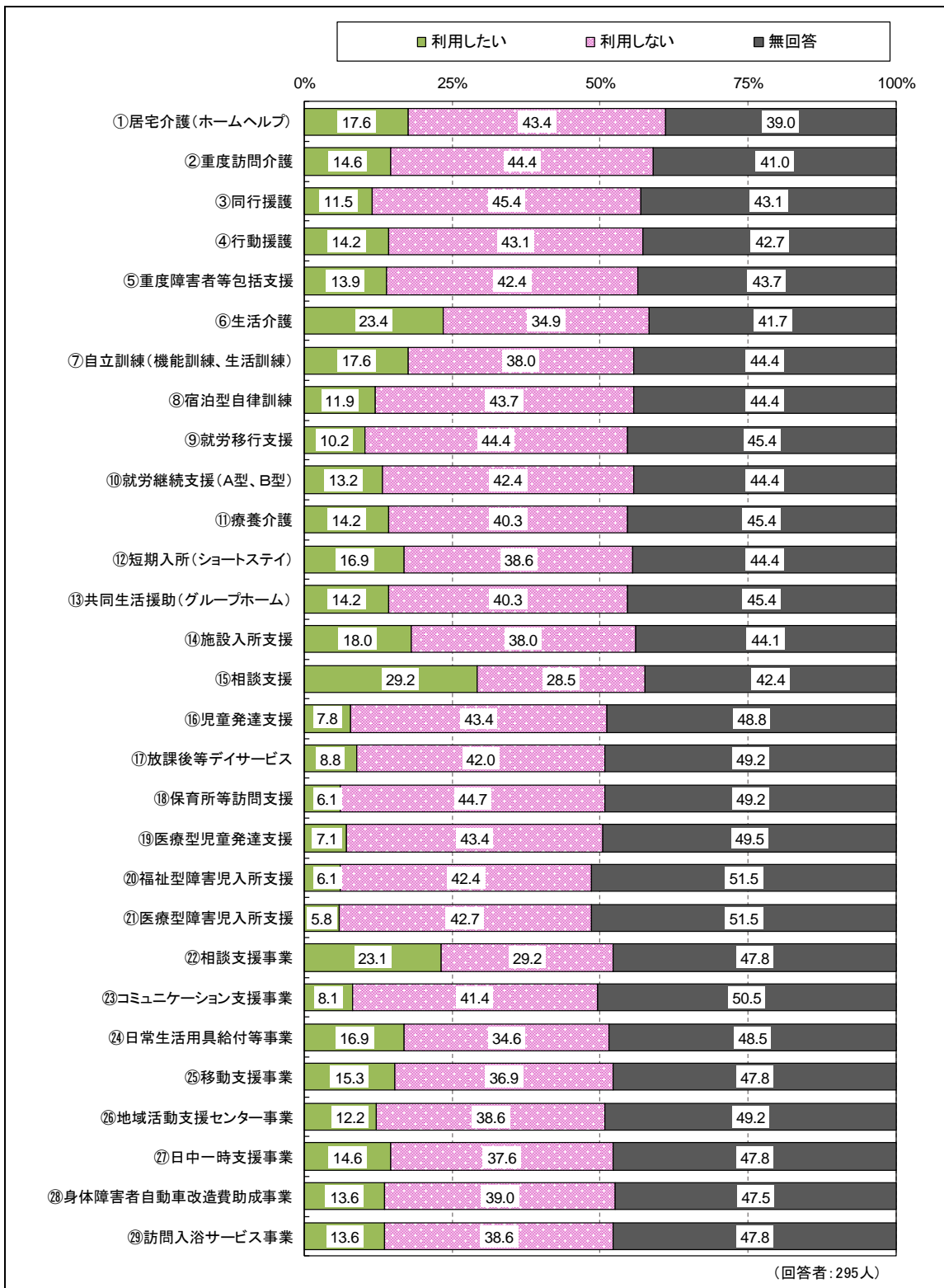
障害福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。精神障害者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院・退所後のさまざまなトラブルへの対応、不規則な時間帯や夜間の不安に対応するための電話サポートなど、在宅生活をトータルに支える仕組みのさらなる充実が必要です。

アンケート調査（障害者）によると、障害者総合支援法によるサービスの利用意向は、「相談支援」、「生活介護」、「相談支援事業」の利用意向が比較的多くなっています。また、障害のある人が在宅生活の継続・移行するために必要な条件は、「居宅における生活支援サービスの充実」、「相談支援サービスの充実」、「日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保」が比較的多い回答としてあげられています。

今後とも、県やサービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努め、また、サービスの量的な確保だけでなく、障害特性等に配慮した十分な対応ができるようサービスの質的向上を図る必要があります。

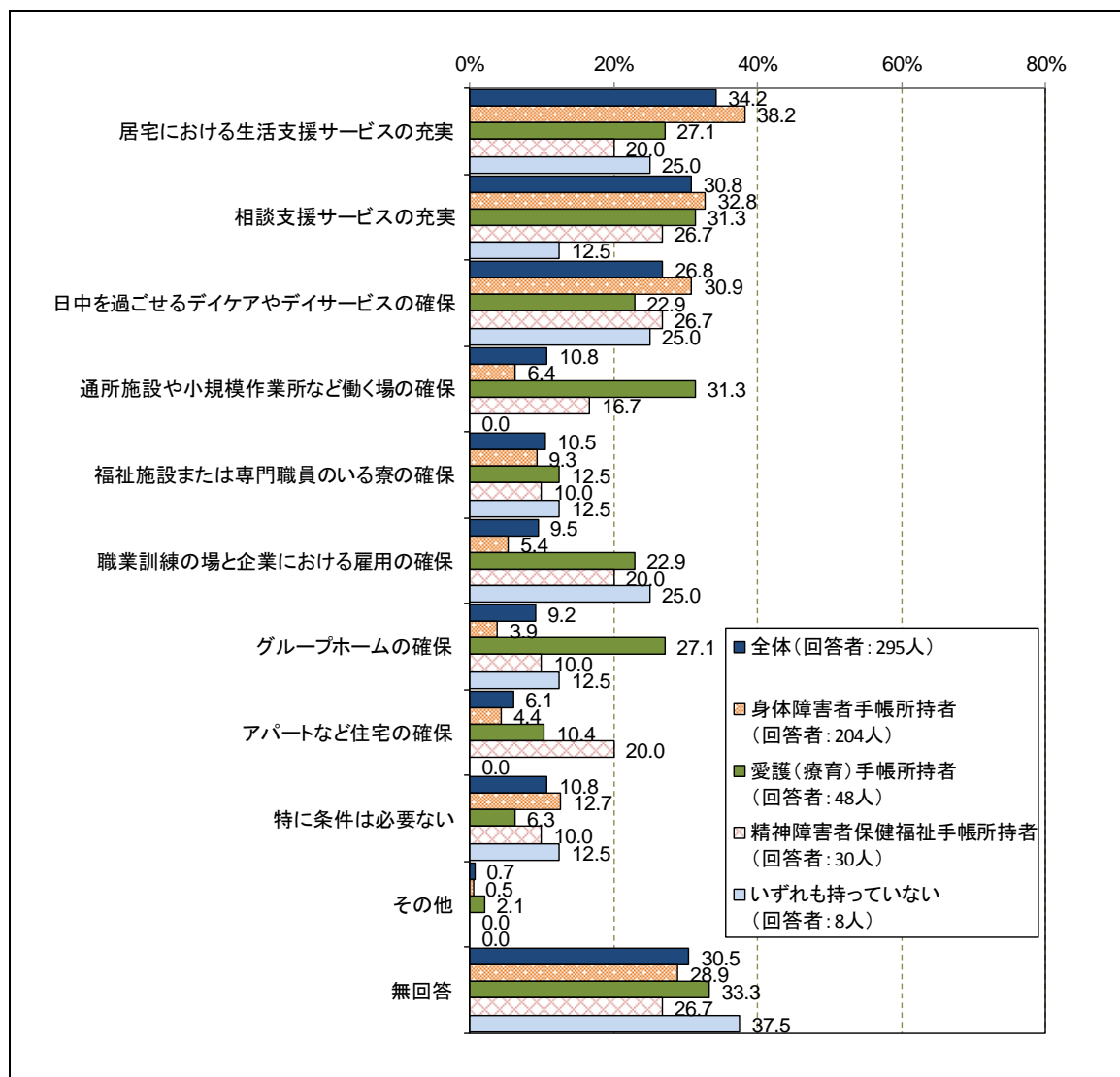
アンケート調査より

■ 今後利用したいサービス



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■障害のある人が在宅生活の継続・移行するために必要な条件



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) 障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法の基本は、障害者が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す地域福祉です。これに基づいて、障害者が地域で自立した生活を送ることができる支援を行っていきます。

項目と内容
①障害福祉サービス
◇障害者が住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように障害福祉サービスの見込量を把握しながら提供事業者との連携及び事業者の新規参入なども促進し、良質なサービスと必要量の確保に努めます。
②地域生活支援事業
◇地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において町が実施主体となる法定化された事業です。また、地域生活支援事業は、地域での生活を支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて、都道府県と連携しながら実施します。

(2) 福祉機器の利用促進

障害のある人が自立して社会活動に参加していく上で福祉機器は、障害者を暮らしやすくし、また、介護者の負担を軽くします。町では、補装具の交付・修理と、日常生活用具の給付を行っています。

これからの事業を周知して内容を充実していくことや、その他情報提供を望む障害者のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していくことが必要です。

項目と内容
①福祉機器に対する理解と利用の促進
◇社協まつり等において、保健師やOT（作業療法士）、関係業者による相談等を行い、利用者にあった各種福祉機器や介護用品を考え、適切な利用促進に努めます。
②福祉機器の給付などの充実
◇身体障害者の身体的欠損や心身機能の損傷を補い、日常生活や就業を容易にするため、補装具の給付、修理を行います。
◇在宅や重度障害者の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や浴槽などの日常生活用具の給付を行います。

2 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域の中で生活し、社会参加するためには、日常生活で抱える悩みや諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談支援体制の確立が必要です。

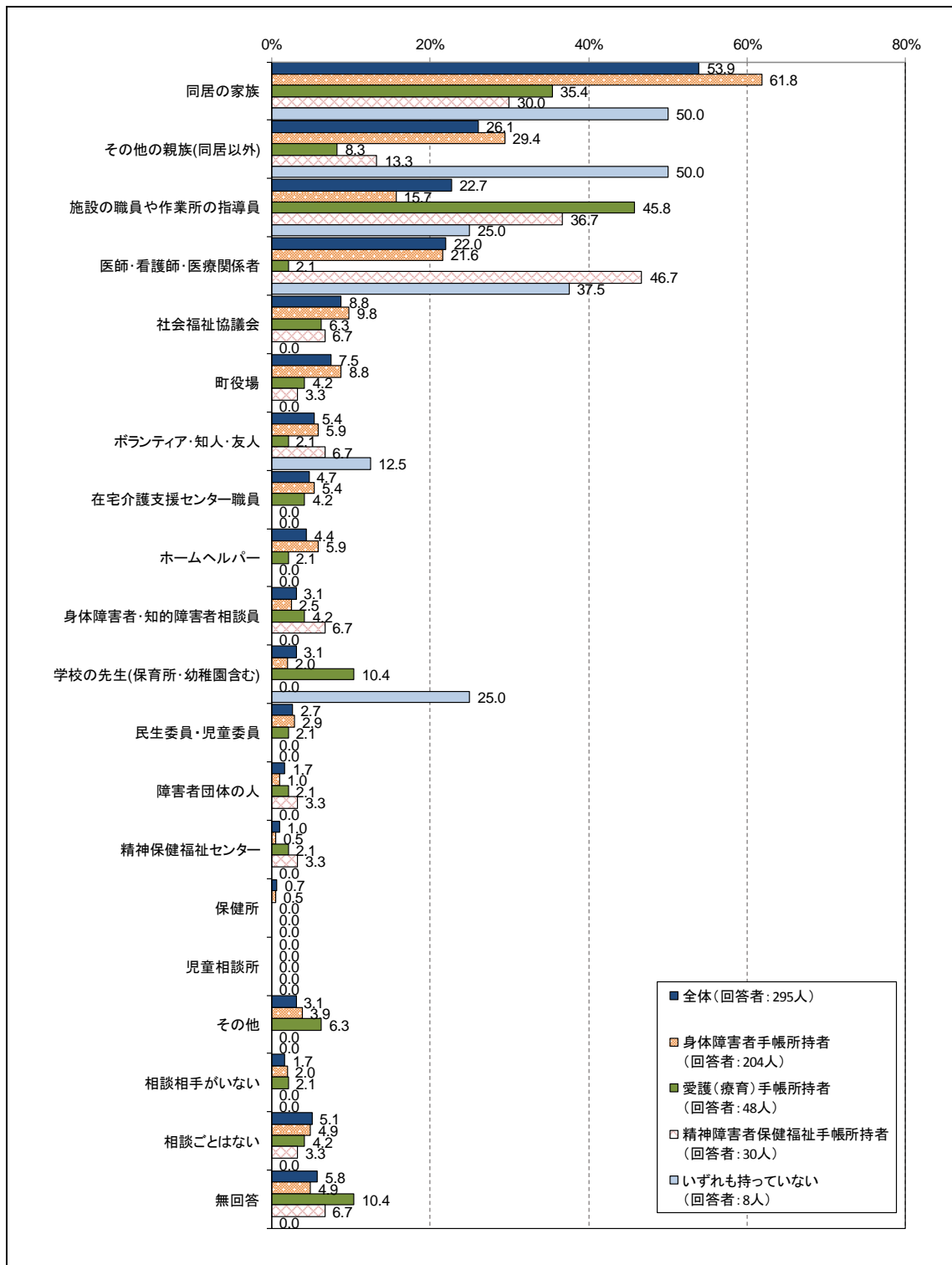
アンケート調査（障害者）によると、不安や悩みの相談相手は、「同居の家族」、「その他の親族」、「施設の職員や作業所の指導員」、「医師・看護師・医療関係者」という回答が比較的多く、また、暮らしやすいまちづくりのために充実してほしいことでは、「年金や手当の充実などの生活保障」の次に「気軽に自分のことを相談できる支援センター」があげられています。

本町においては、十和田市の「アSENDハウス」に相談支援事業を委託して、障害者が地域の中で自立した生活を営む上で、必要な情報の提供や相談支援を行っています。また、地域においては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員が様々な相談を受けています。

今後も、障害者が身近なところでいつでも気軽に相談でき、必要な情報を速やかに得ることができる体制づくりを進め、さらに複合的な課題や困難事例に対応できる総合的かつ専門的な相談支援体制づくりに努める必要があります。

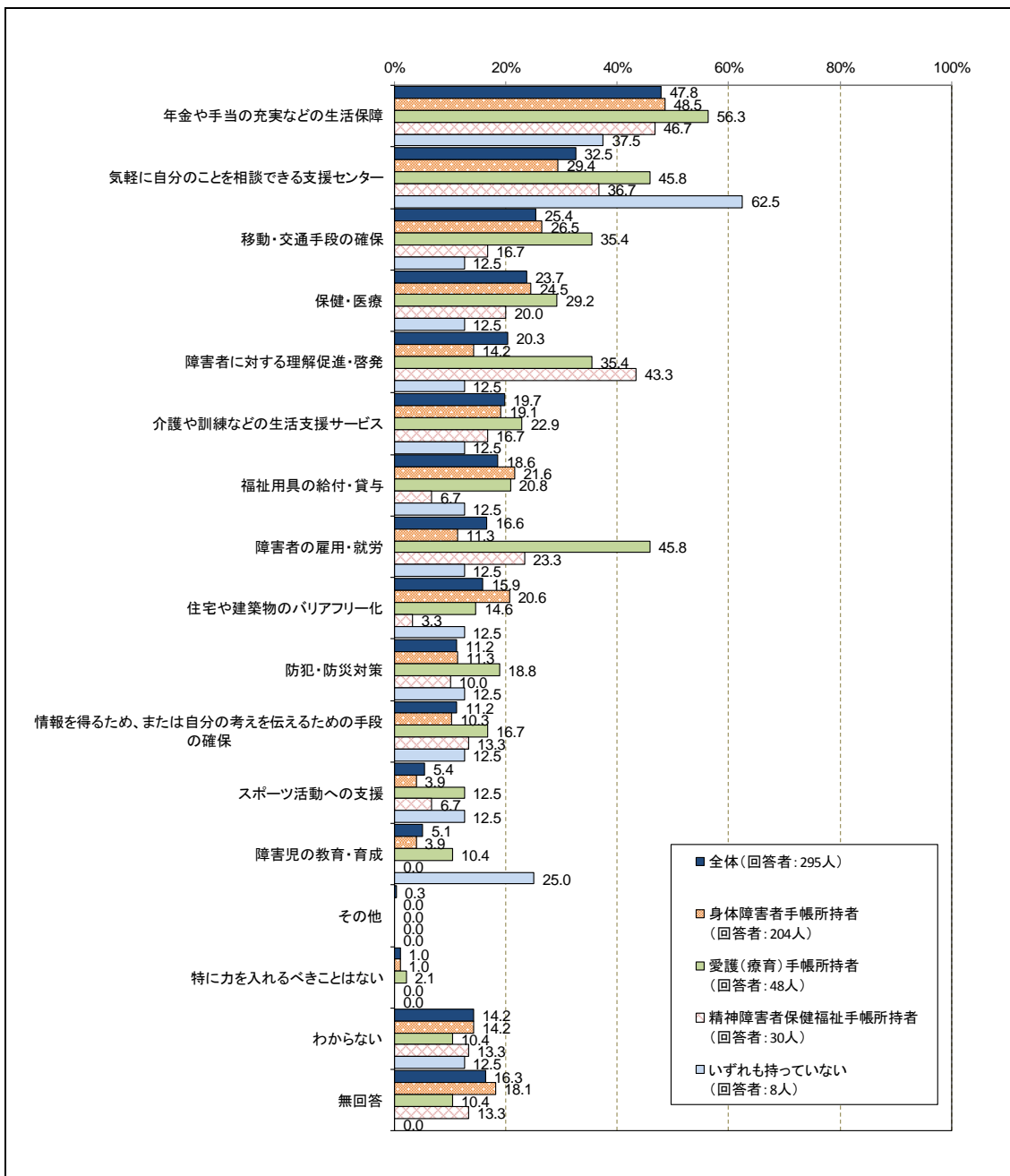
アンケート調査より

■ 不安や悩みの相談相手



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■暮らしやすいまちづくりのために充実してほしいこと



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

障害があるために十分な判断ができにくい人、自己の表現が困難な人に対する支援は、障害者の意志をくみ取り、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、高い専門性を持った相談員を配置し相談窓口を充実します。

項目と内容
①相談窓口の充実
◇相談窓口の総合化、地域における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めます。
②相談支援の実施
◇障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障害者の自立等に必要相談支援体制を実施します。

【教育・育成】

基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境

1 インクルーシブ教育システムの推進

【現状と課題】

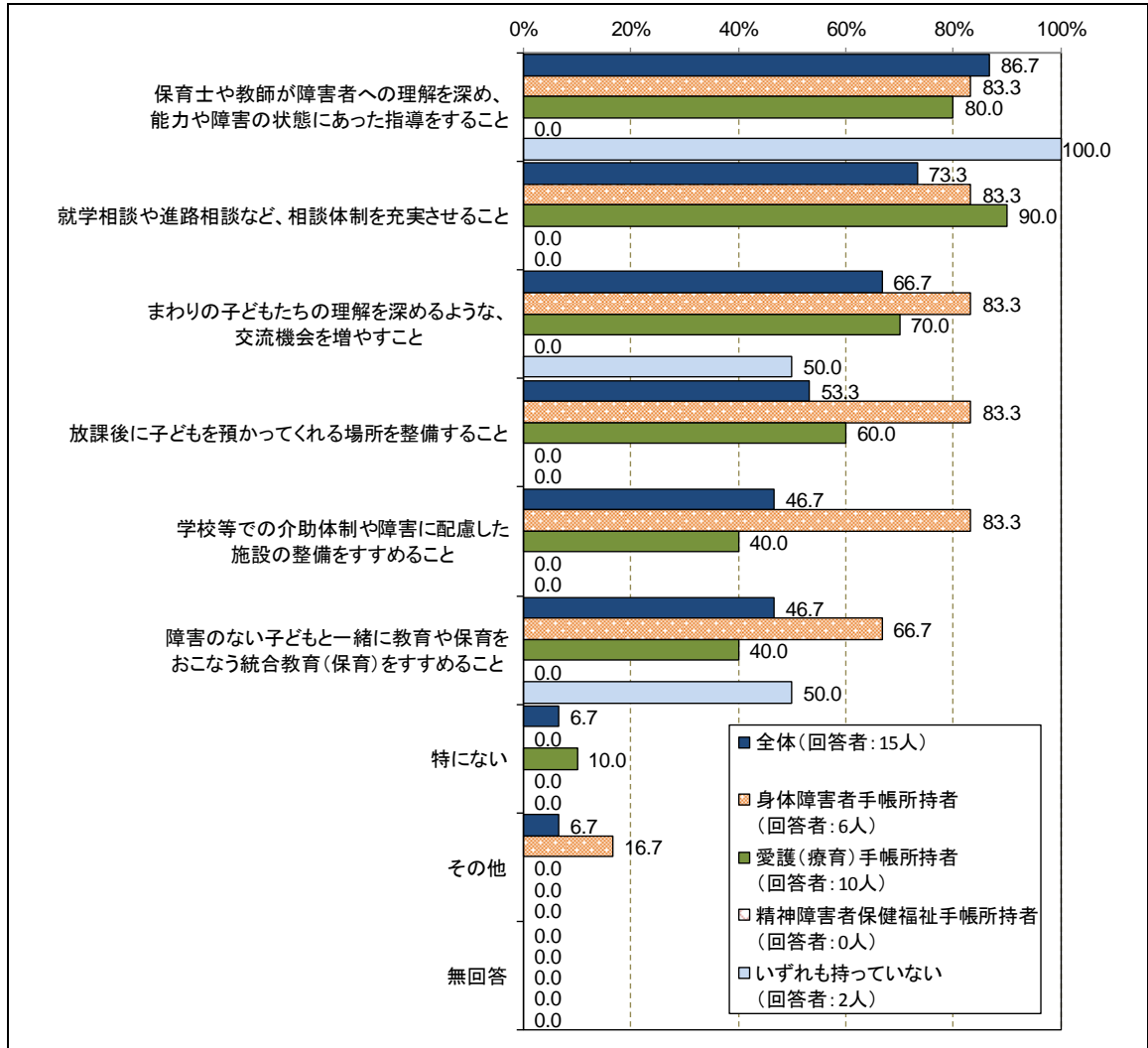
障害のあるなしによって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる「インクルーシブ教育システム」を推進していく必要があります。

アンケート調査（障害者）によると、障害のある子どもが学ぶための環境について望ましいことは、「まわりの子どもたちの理解を深めるような、交流教育を増やすこと」、「障害のない子どもと一緒に教育や保育をおこなう統合教育（保育）をすすめること」についても多くの回答が得られています。

インクルーシブ教育システムの推進にあたっては、障害のある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

アンケート調査より

■ 障害のある子どもが学ぶための環境について



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) インクルーシブ教育の推進

障害のある児童生徒が障害を理由に差別されることなく、障害のある児童生徒も、障害のない児童生徒も共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進します。

項目と内容
①教育支援体制の充実
◇障害のある児童生徒一人ひとりの実態に即した就学となるよう、多様な教育相談に対応できる体制を整え、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、適切な教育支援を行います。
②個々の特性に応じた対応の実施
◇障害のある児童生徒一人ひとりの状態によって乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制を構築します。 ◇就学前の幼児を対象にした巡回教育相談を実施し、適正就学を促進します。

(2) 指導内容の充実

心身に障害がある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズや障害の実態に応じた適切な就学指導の実施、教育内容の充実、教育環境の整備などにより、障害児教育の充実を図ります。

項目と内容
①教育・指導内容の充実
◇特別支援学級を担当する教職員の研修会・交流会の実施と参加などにより教育・指導内容の充実を図ります。 ◇特別支援学級の設置校の全教職員についても研修会を実施するなど、障害者教育についての意識啓発を行います。

2 特別支援教育の推進

【現状と課題】

障害児教育の大きな目的は、将来、社会的に自立していきいきと生活していくことができるための基礎・基本を身につけることであり、そのためには一人ひとりの障害の種類・程度、能力・適性等に応じた適切な教育を行うことが必要です。

平成19年4月、改正学校教育法が施行され、これまでの特殊教育対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育への転換が図られています。

アンケート調査（障害者）によると、障害のある子どもが学ぶための環境について望ましいことは、「保育士や教師が障害者への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をすること」という回答が最も多く、学習障害等も含め、障害児教育に関する教職員の資質・指導力の向上に向けたより一層の取り組みが必要です。

今後も障害のある児童生徒も、できる限り障害のない児童生徒と共に育ち、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような学校教育の実現に向けて、特別支援教育の充実に努める必要があります。

【これからの取り組み】

地域社会の中で健やかに成長できるよう、子どもの障害の状態に応じたきめ細やかな教育が受けられ、地域の子どもたちと共に育つことのできる環境づくりを推進します。

さらに、担当職員の資質の向上を図るため研修等を充実します。

項目と内容
①特別支援教育の充実
◇障害のある児童生徒一人ひとりに応じた特別支援教育が受けられるよう、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置など関係機関と連携して特別支援教育の充実に努めます。
②担当教員の資質の向上
◇特別支援教育担当者の指導力の向上、関係機関との連携協力体制の構築により、一人ひとりの教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や資質・指導力の向上に努めます。

【雇用・就労】

基本目標4 生きがいを持った暮らし

1 雇用・就労の促進

【現状と課題】

「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけており（精神障害者については、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に加えることが決まっており、雇用義務がない現時点でも、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。）、平成 25 年 4 月 1 日からは民間企業では 2.0%、国及び地方公共団体では原則として 2.3%となっています。

また、平成 25 年 6 月の改正により、雇用の分野において、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障害者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されることになりました。

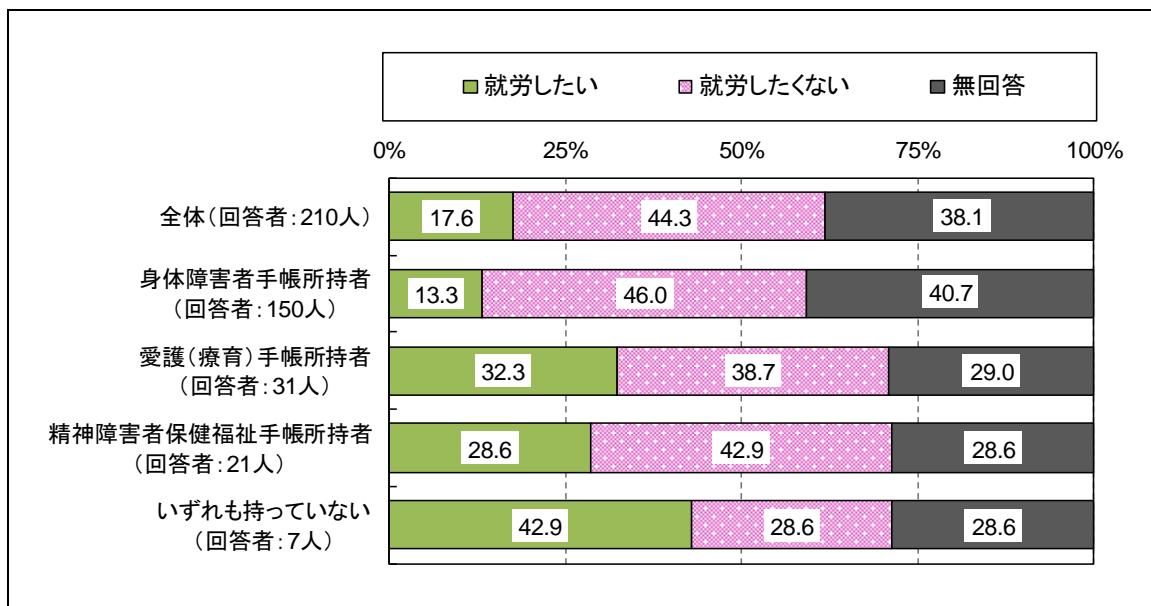
青森県における民間企業の障害者雇用率は、年々増加しているものの法定雇用率を下回る状況で推移しており、障害者雇用の促進と定着を図るため、障害者法定雇用率や障害者雇用促進のための助成金及び援助制度、あるいは税制上の優遇措置についての周知に努め、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実し、障害のある人の職場定着の向上に努める必要があります。

アンケート調査（障害者）によると、今後の就労意向では、約 2 割が「就労したい」と回答しています。また、障害のある人が働くために必要なことでは、「障害者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」、「障害者に合った労働条件（短時間労働など）が整っていること」、「障害者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」などがあげられています。

障害者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の方が障害者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力に負うところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障害者が働ける社会をつくるためには、社会全体で障害者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

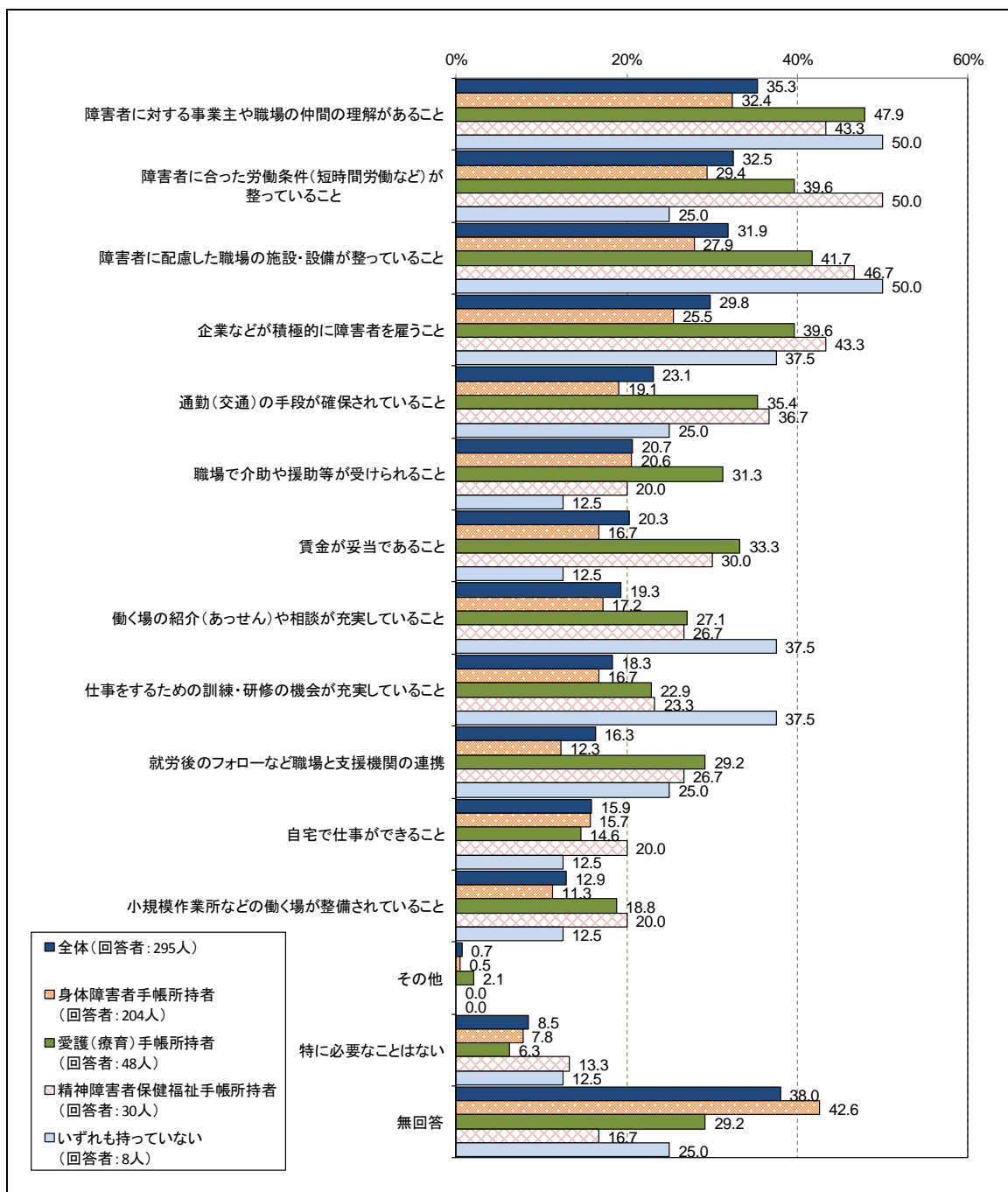
アンケート調査より

■ 今後の就労意向



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■障害のある人が働くために必要なこと



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

障害者が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、公共職業安定所と連携するとともに、一人ひとりの障害の違いを周囲に理解してもらう役目のジョブコーチの制度やトライアル雇用制度の利用を促進します。

また、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障害のある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障害のある人のため、就労支援施設における福祉的就労を支援するとともに、就労支援施設の活動を支援します。

項目と内容
①雇用機会の拡大
◇障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。 ◇公共職業安定所などの関係機関との連携を深めるとともに、障害者の一般就労促進のための啓発広報に努めます。
②雇用・就労の支援
◇就労を希望する障害のある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」を推進します。 ◇障害のある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度の普及を図ります。 ◇就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。

2 福祉的就労の充実

【現状と課題】

民間企業での雇用が困難な障害者にとって、福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。サービス体系の移行により、就労移行支援及び就労継続支援A・B型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般的就労が困難な障害者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

今後も、障害者の地域生活への移行が推進されることから、ますます福祉的就労の場の需要が高まることが予測されます。働く意欲のある障害者とその能力を十分に発揮できるよう、福祉的就労の場の確保に努める必要があります。

また、平成25年4月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達の推進を図るなど、福祉的就労の場の安定的な施設運営に向けた支援に努める必要があります。

【これからの取り組み】

民間企業での雇用が困難な障害者が、それぞれの障害の状況に応じて働き、収入が得られ、一般就労に必要な知識や能力が得られるよう、就労移行支援・就労継続支援を活用した福祉的就労を推進します。

項目と内容
①障害者就労施設等の支援
◇福祉的就労の場の確保に向け、既存施設の拡充を図るとともに、近隣市町村と連携を図ります。
◇障害者の経済的自立を支援するため、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所等からの物品・役務の調達を推進します。

【生活環境】

基本目標5 安心して暮らすことのできるまち

1 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障害者や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、そういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が推進されています。

アンケート調査（障害者）によると、外出の際に困ることは、「道路や駅の段差や階段に問題が多い」、「建物内の設備が利用しにくい（トイレ、階段、エレベーター、案内表示など）」、「自家用車を利用するのに障害者用駐車場が不備、または少ない」などバリアフリーに関することが少なからずあげられています。

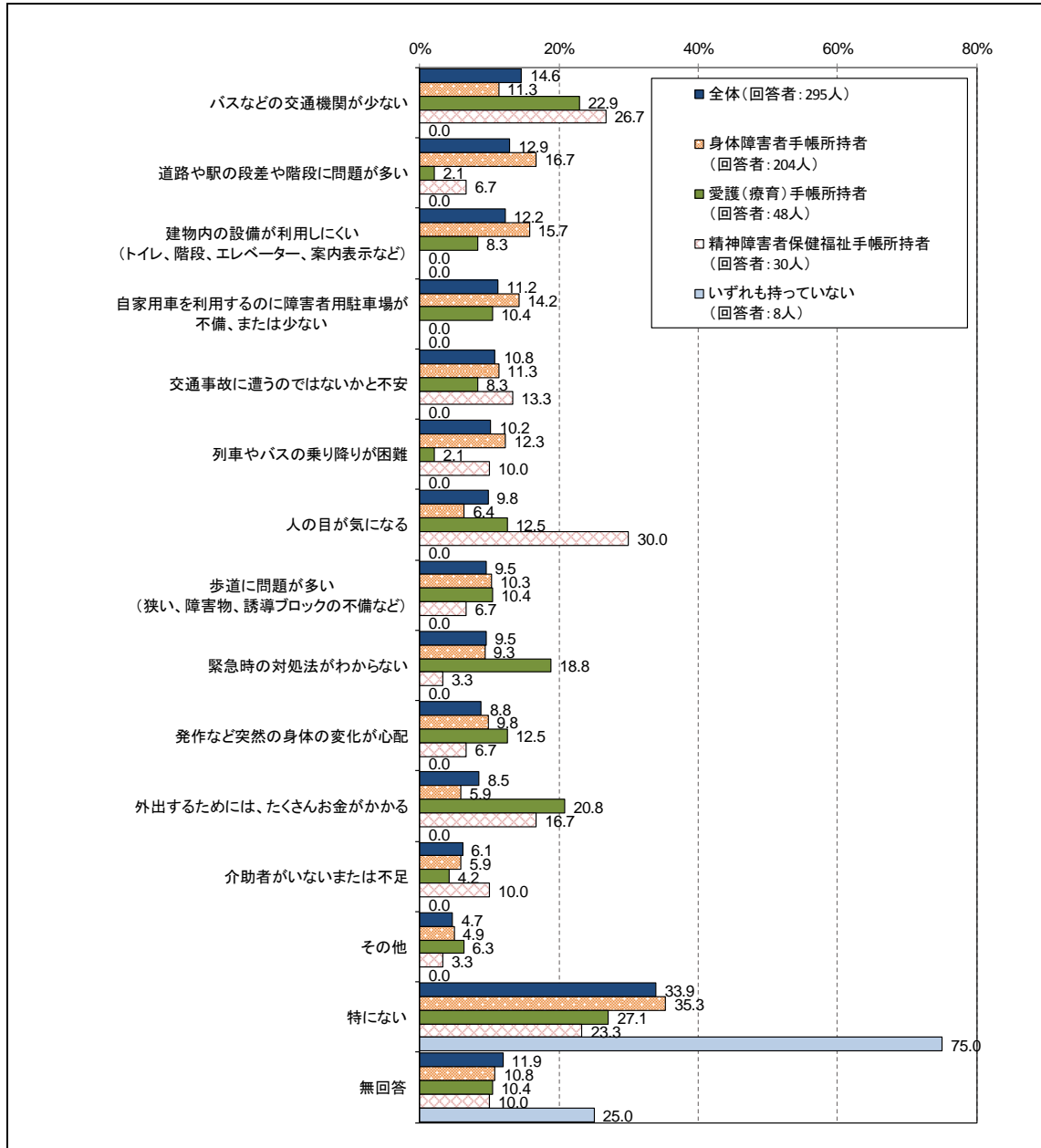
障害者の円滑な行動に必要となる道路や公共交通機関の設備や環境を整えていくため、町内の実態を把握しながら計画的・段階的にバリアフリーのまちづくりを推進していくことが重要です。

また、建築物のバリアフリー化に関しては、「バリアフリー新法」や県の「福祉のまちづくり条例」、「あおもりユニバーサルデザイン推進基本方針」の理念や具体的対策などの普及・啓発に取り組むとともに、特に公共性・公益性の高い建築物に関しては、県の関係機関との連携のもと、法の水準を満たすよう所有者の理解・協力を求めていく必要があります。

さらに、障害者が地域で安心して暮らし、積極的に社会参加していくことができる環境づくりの推進にあたっては、ハード面のみならず、ソフト面のバリアフリー化に向けたアプローチが必要です。今後は、年齢・性別・国籍・障害の有無など人々が持つさまざまな違いを越えて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するため、「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた総合的かつ効果的な福祉のまちづくりの推進を図ることが求められています。

アンケート調査より

■外出の際に困ること



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) バリアフリーの推進

今後のまちづくりにあたっては、加齢により身体機能の低下した人やさまざまな障害のある人が、生き生きと生活できるまちこそが、すべての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、高齢者や障害のある人、子ども等すべての人が家庭や地域で共に暮らし、安心して生活することができる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、既存の町の施設の計画的なバリアフリー化やすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン化を推進することが必要です。

項目と内容
①公共的建築物のバリアフリー化
◇不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」にもとづき、建築主に対する必要な指導および助言等を行います。 ◇公共建築物などに、点字表示による案内板の整備を進めます。
②町の建築物のバリアフリー化
◇新たに建設する建築物については、バリアフリー化を推進します。 ◇既存の建築物については、改善可能で緊急性の高いものから順次改善します。 ◇町の施設内のトイレには、障害者用トイレの設置、重度の障害のある人を含めたおしめ交換用ベッドの設置を図ります。
③公園のユニバーサルデザイン化
◇障害のある人の健康づくりや野外活動、障害のない人々とのふれあい・交流の機会（場）として、公園の整備を推進し、公園の入口の段差解消、園路のスロープ化、車いす対応の水飲み場、多目的トイレの設置など、公園の充実を図ります。

(2) 住宅の整備

障害のある人が地域のなかで安心して生活できるように、障害のある人の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。

項目と内容
①町営住宅の整備
◇新設の町営住宅については、住宅内部の段差の解消等バリアフリー化を推進し、身体機能の低下に配慮した長寿社会対応仕様の誰もが住みやすい住宅を整備します。 ◇障害のある人向け町営住宅の建設を推進します。

2 移動・交通対策の推進

【現状と課題】

障害者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障害者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障害者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながります。

アンケート調査（障害者）によると、外出の頻度は、「週に2～3日くらい」が最も多く、次いで「ほぼ毎日」という回答があげられています。また、外出の際に困ることや不便に感じることで、**「バスなどの交通機関が少ない」**が最も多い回答があげられています。

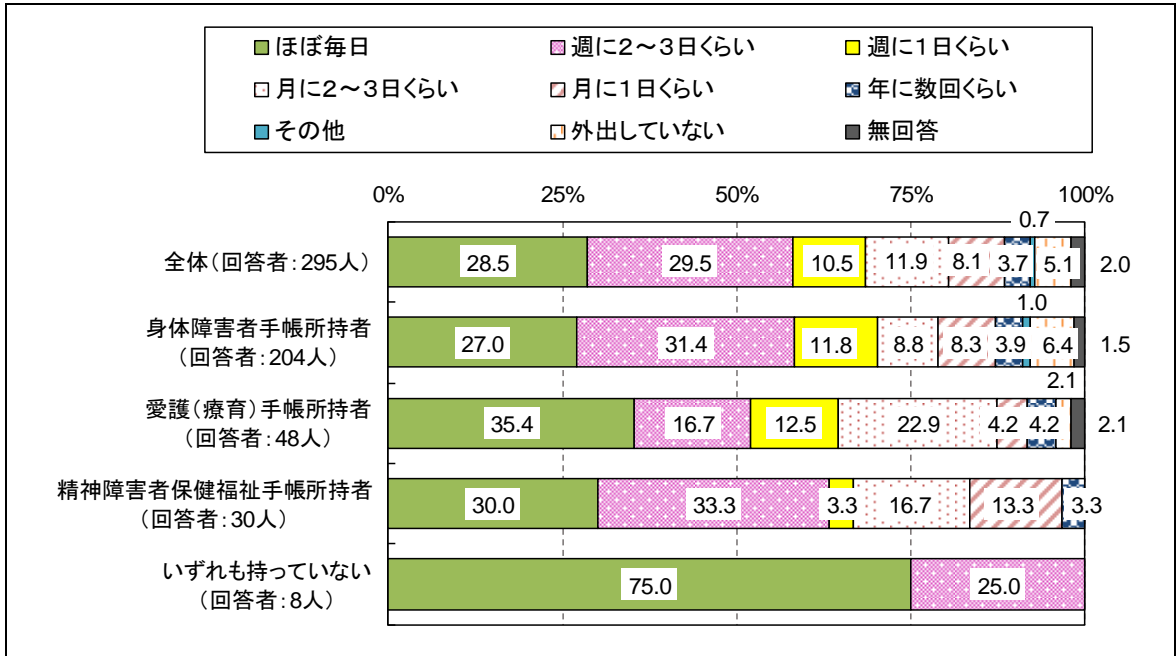
外出支援については、サービスの充実の他に、障害者が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるような障害種別に合った個別の対応と同時に、町民が障害者の気持ちを傷つけない配慮や思いやりを持って接することが求められます。

また、交通事故が年々増加しているなど、安全でより快適な道路空間の整備が望まれています。特に交通弱者の障害者や高齢者にとって利用しやすい歩道の整備が求められています。

町では、歩道等の道路環境について整備を進めていますが、点字ブロックの未整備箇所や障害者の利便性に配慮されていない交差点など、まだまだ整備が不十分なことから、日常的な点検により安心して移動できる環境づくりを推進する必要があります。

アンケート調査より

■外出の頻度



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

障害のある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障害のある人が行きたい所へスムーズに行ける公共交通機関、道路等の整備に取り組みます。

項目と内容
<p>① 公共交通機関の整備</p> <p>◇交通事業者を指導・支援し、車いす対応の低床化されたバス車両の導入を促進します。</p>
<p>② 外出機会の推進</p> <p>◇在宅で重度の障害がある人へ、福祉タクシー料金の一部の助成を検討します。</p>
<p>③ 道路・歩道等の整備</p> <p>◇音響信号機、視覚障害者誘導用ブロック等の整備を進めます。</p> <p>◇歩道の拡幅、段差の解消、交差点の改良等を進めます。</p> <p>◇車いす使用者用駐車スペースの確保、障害者用トイレの設置を図ります。</p> <p>◇障害のある人の通行の妨げとなる歩道にはみだした商品、看板および放置自転車等の除去をめざした啓発を推進します。</p>

3 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

東日本大震災をはじめ、台風や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等、大規模災害が全国各地で発生しています。東日本大震災の検証によると、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障害者の死亡率が健常者の死亡率の2倍になるなど、避難行動要支援者における被害の大きさが報告されています。

障害者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生した時において、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

アンケート調査（障害者）によると、災害時一人で避難できるかでは、4割以上が「できない」と回答し、緊急時に周囲に連絡できるかは、3割以上が「できない」と回答しています。また、災害時の不安は、「避難先での食事やトイレなどが心配」という回答が最も多く、「避難先での薬や医療体制が心配」などの避難先での不安の他、「自分だけでは避難できない」、「迅速な避難ができない」などの避難に関する不安も比較的多くあげられています。

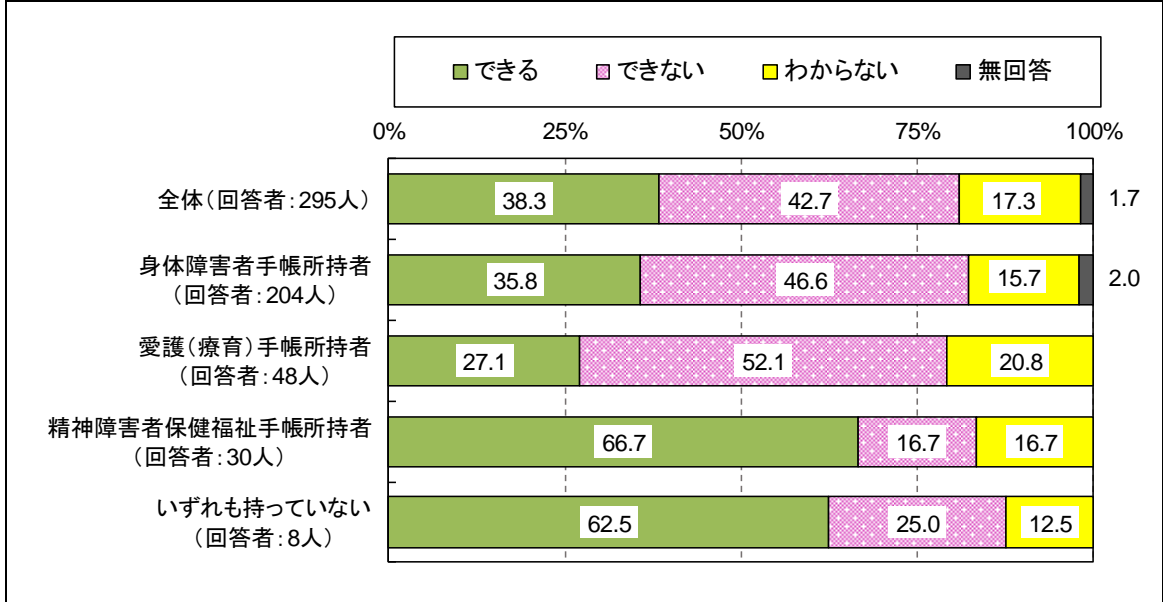
本町では、「六戸町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくり、防災訓練の実施など、必要な基盤整備の推進に努めています。

今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、町民の自助・共助の意識高揚のため、自主防災組織や町内会等自治組織など、地域で避難行動要支援者を支える協力団体の増加に取り組む必要があります。

犯罪は女性や子どもなど弱者が狙われることが多く、高齢者や障害者も例外ではありません。障害者や高齢者などが詐欺などの犯罪被害に遭うことを防止するためには、障害者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域住民による見守り、声かけを行うなど、地域ぐるみで防犯対策を推進し、関係機関及び関係団体等との連携強化を図り、情報提供などの犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要となります。

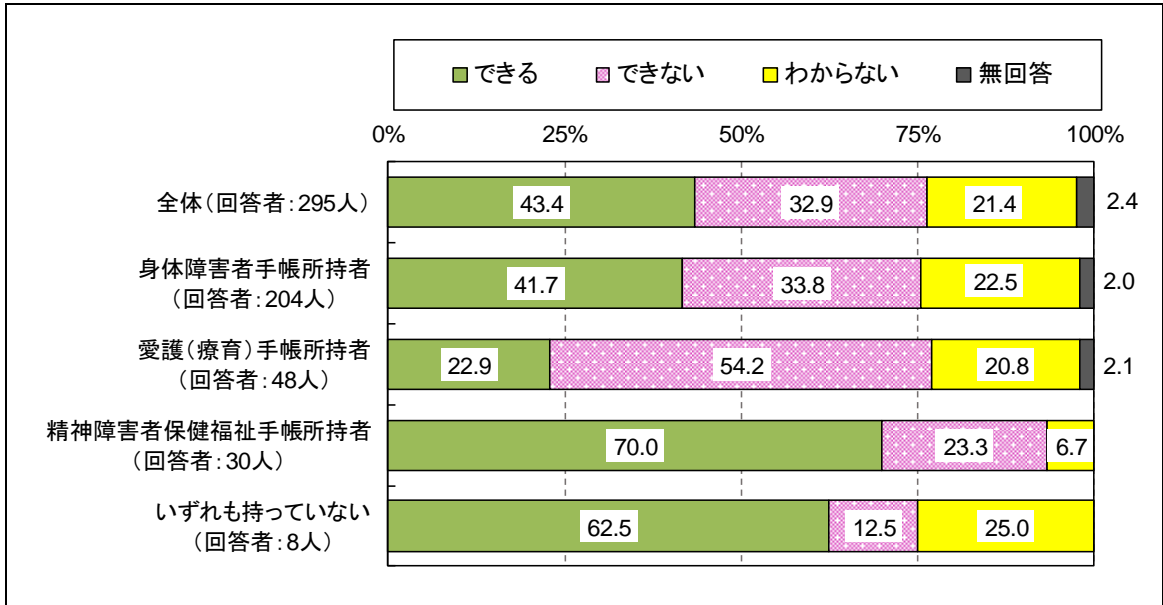
アンケート調査より

■災害時の避難



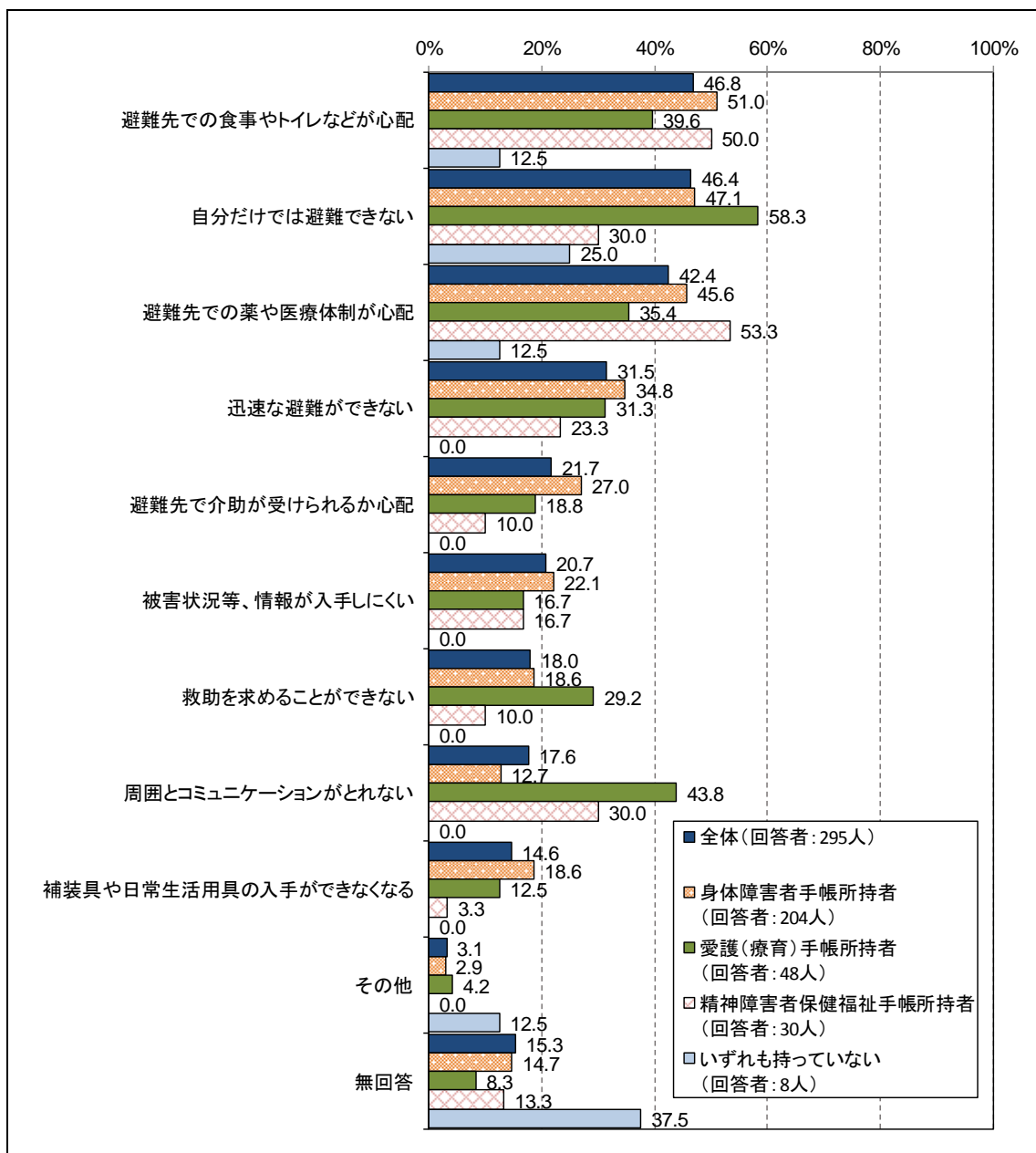
資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■緊急時の周囲への連絡



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■ 災害時の不安



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) 防災・防犯意識の高揚

障害のある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障害者はもとより関係団体、住民等の連携による防災・防犯意識の高揚を図り、障害のある人の状況、特性等に応じた防災・防犯対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

項目と内容
①防災体制の充実
◇講習会や防災展などを通じて、障害者を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。 ◇救急知識の普及・啓発のため、町民、事業所、各種団体に対して、救命講習会等を開催します。 ◇障害のある人を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。
②防犯体制の充実
◇悪質商法などによる障害者の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制の強化を図ります。 ◇障害のある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制を充実します。

(2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備

障害者を犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災ネットワークづくりや緊急通報システムの拡充など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。

項目と内容
①災害情報提供体制の整備
◇各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討し、体制整備を進めます。
②緊急時の通信体制の整備
◇障害のある人自身の能力に配慮した緊急通報システム等の通報を確保し、緊急時の対応を図ります。

【広報・啓発】

基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーション

1 啓発・広報活動の促進

【現状と課題】

障害者を含む全ての人々にとって、住み良い平等な社会づくりを進めてゆくためには、地域社会を構成する全ての人々が障害及び障害者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

アンケート調査（障害者）によると、障害者の社会参加について、健常者の理解が深まってきていると思うかでは、約2割が、「理解が深まっているとは思わない」と回答しており、特に、愛護（療育）手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では3割を超えています。また、障害者への町民の理解を深めるために必要なこと、「障害のある人もない人も共に参加するイベントを開催する」、「学校での福祉教育を充実する」、「町の広報紙等で障害や障害のある人に対する理解をよびかける」が比較的多い回答としてあげられています。

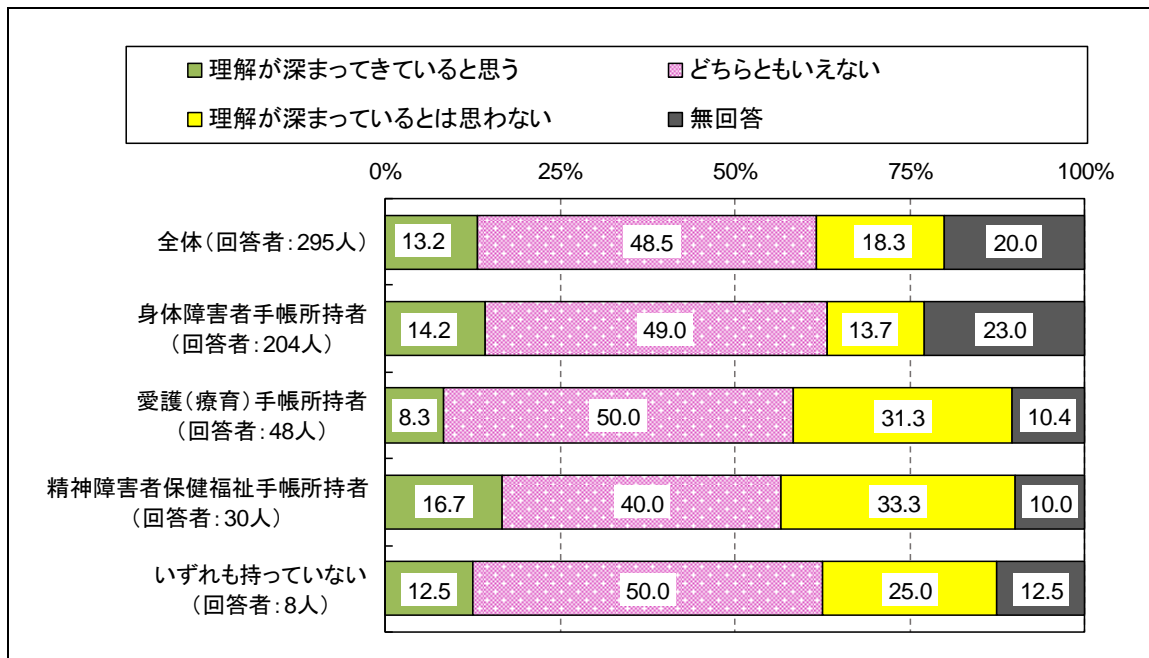
町では、障害及び障害者の理解促進を図るため、パンフレットやホームページを活用して、啓発・広報活動を展開していますが、さらに、啓発・広報活動を推進して行く必要があります。

併せて、町民が障害や障害者に対して正しく理解し、共生のまちづくりを進めていくためには、幼少時からの教育が重要であり、小・中学校等の学校教育において、障害および障害のある人への理解を深める教育を積極的に推進する必要があります。

また、地域住民においても生涯学習や交流体験などの障害者に対する理解を促進する場を通じて、障害や障害者に対する正しい理解と認識を養うことで、地域住民に福祉のこころを広げていくなど、生涯にわたっての啓発が可能な地盤を作り上げることが必要です。

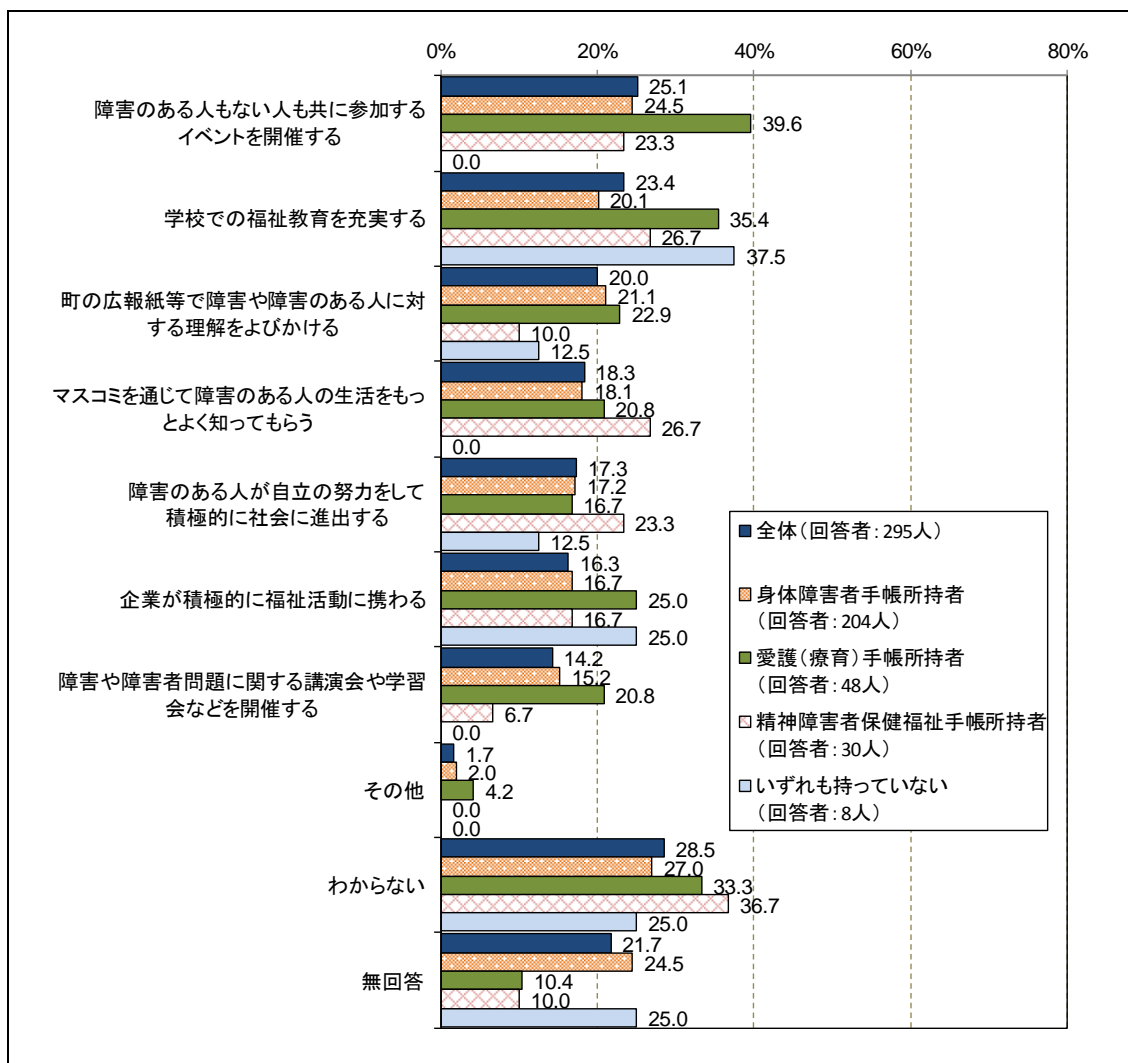
アンケート調査より

■ 障害者の社会参加に対する健常者の理解



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■ 障害者への町民の理解を深めるために必要なこと



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) 障害者の理解の促進

ノーマライゼーション社会実現のため、障害の理解につながる広報・啓発活動を推進し、町民一人ひとりの責任ある役割と自覚を促進していきます。

項目と内容
①広報・啓発活動の促進
◇障害者に関連する情報を定期的に広報紙及びホームページに掲載して、障害者の理解の促進を図ります。 ◇各種行事に、町民、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。 ◇障害当事者団体による障害や障害のある人に関する啓発、普及活動を支援します。

(2) 体験・交流事業の推進

あたたかい心の醸成を図るため、より多くの町民と障害のある人がふれあう機会を持ち、障害のある人とない人、障害のある人同士の交流を促進します。

項目と内容
①交流・ふれあい活動の推進
◇種々の行事の場において、交流・ふれあい活動の推進のため、主催団体への支援や参加者への啓発に努めます。 ◇各種イベントや講座などは、障害のある人も参加することを前提とした配慮をし、障害のある人とない人の交流を図ります。 ◇障害のある人同士の交流事業に必要な支援を行います。

(3) 福祉教育の推進

幼稚園、保育所や学校の全ての過程において、継続して障害者について正しい理解を促すための体験学習や交流学习の充実に努めます。

項目と内容
①福祉教育の推進
◇小・中学校の通常の学級と特別支援学級および特別支援学校の交流を推進します。
②生涯学習による福祉教育の推進
◇福祉施設や障害者関連医療機関における体験学習を推進します。 ◇地域および各職場等に出前講座で担当職員を講師として派遣し、障害および障害のある人への理解を深める研修および啓発を促進します。

(4) 交流教育の推進

障害のある児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や人間性をはぐくむために、小・中学校及び高等学校の児童生徒や地域の人々と活動を共にする交流教育の推進が必要です。

項目と内容
①小、中学校児童生徒や地域との交流の促進
◇障害をもつ人たちの正しい理解と認識を深めるために、社会福祉施設（デイサービスセンター等）と児童生徒との交流が図られるよう努めます。 ◇社会福祉施設等の行事に、児童生徒のほか、地域の町民も交えた交流を支援・推進します。
②キャップ・ハンディ体験会
◇障害と障害者の理解と促進を図るため、キャップ・ハンディ体験会を開催します。

2 ボランティア活動の推進

【現状と課題】

ボランティア活動は、障害者への支援や社会参加の支えになるだけでなく、町民が障害や障害者を理解し、障害者を特別に意識することなく普通に接することや日常の中で手助けできる実践力等を身に付けることに役立ちます。

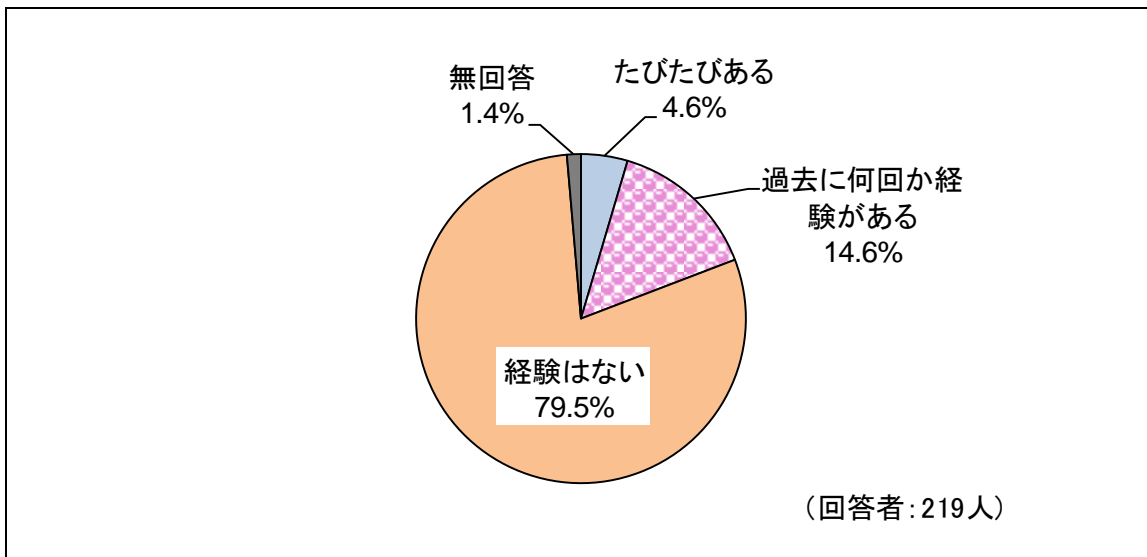
アンケート調査（一般）によると、障害者に対するボランティア活動への参加経験は、約8割が「経験はない」と回答しています。また、ボランティア活動の経験がない理由では、5割以上が「介助を必要とする人がいなかったり、必要とされたことがないから」と回答しているものの、次に多い回答に「どのようにしてよいか、わからないから」という回答があげられており、ボランティア活動に関する理解を深める情報提供や相談助言など活動への支援が必要です。

また、今後、ボランティアに対するニーズも障害者個々の状況に応じて多種多様になることが予想されることから、障害者のニーズに応じた活動が展開できるよう、社会福祉協議会や関連団体を中心に、ボランティア養成の充実を図るとともに、ボランティア活動に対する支援を強化していく必要があります。

さらに、障害者自らがボランティア活動に参加していくことが、障害者の社会参加を促進する上で大切となるため、ボランティア活動において、障害者自身が参加できる環境づくりを進めていくことも必要です。

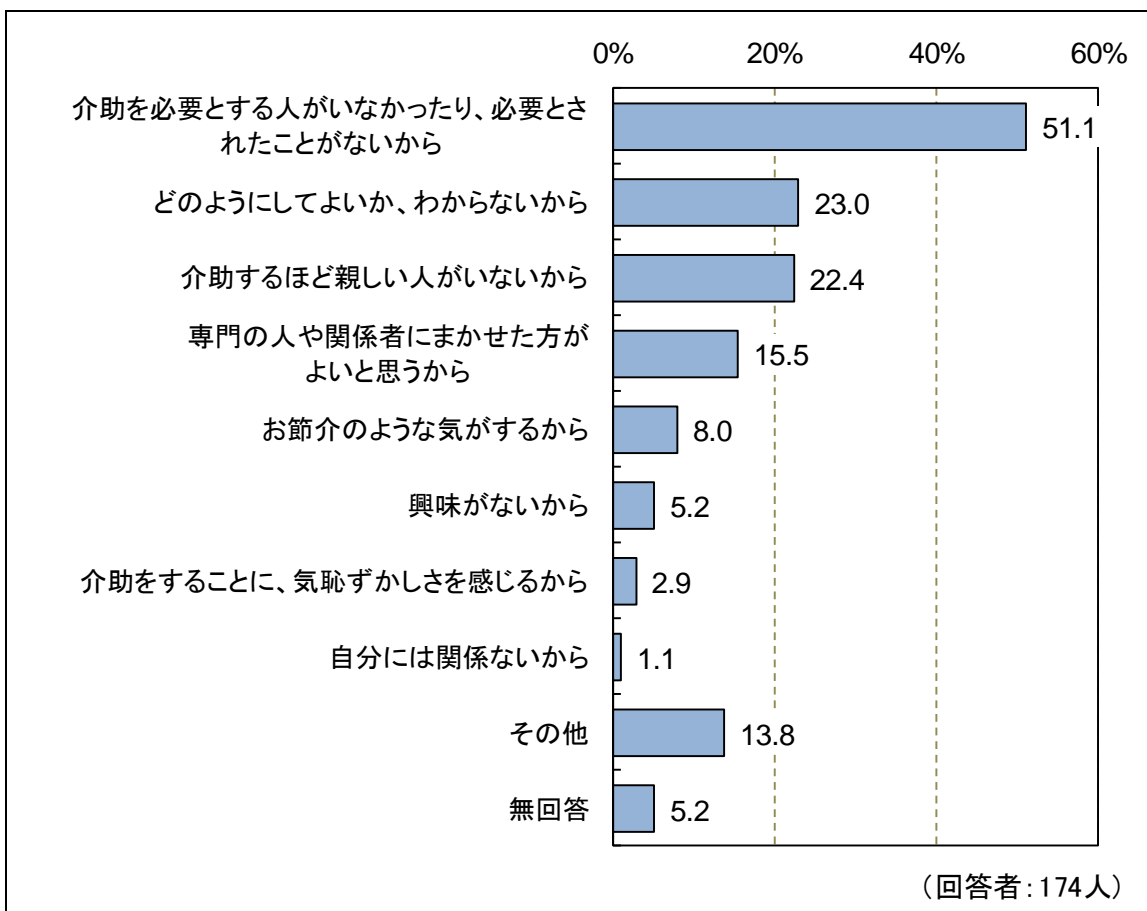
アンケート調査より

■ ボランティア活動への参加経験



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（一般）

■ ボランティア活動をした経験がない理由



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（一般）

【これからの取り組み】

ボランティア活動を体験することは、さまざまな人との交流を通して、相互に理解を深めることができます。障害のある人に対するボランティア活動は、障害のある人のことをより深く理解することができるよい機会ともなります。

項目と内容
①ボランティアの育成
◇点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約筆記奉仕員など福祉ボランティアの育成を進めます。 ◇社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の場の開発とコーディネートを促進します。
②ボランティア活動の促進
◇児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。 ◇ホームページを通じボランティア活動状況などの情報を随時提供します。

【人権】

基本目標7 差別の解消及び権利擁護

1 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月1日から施行されています。

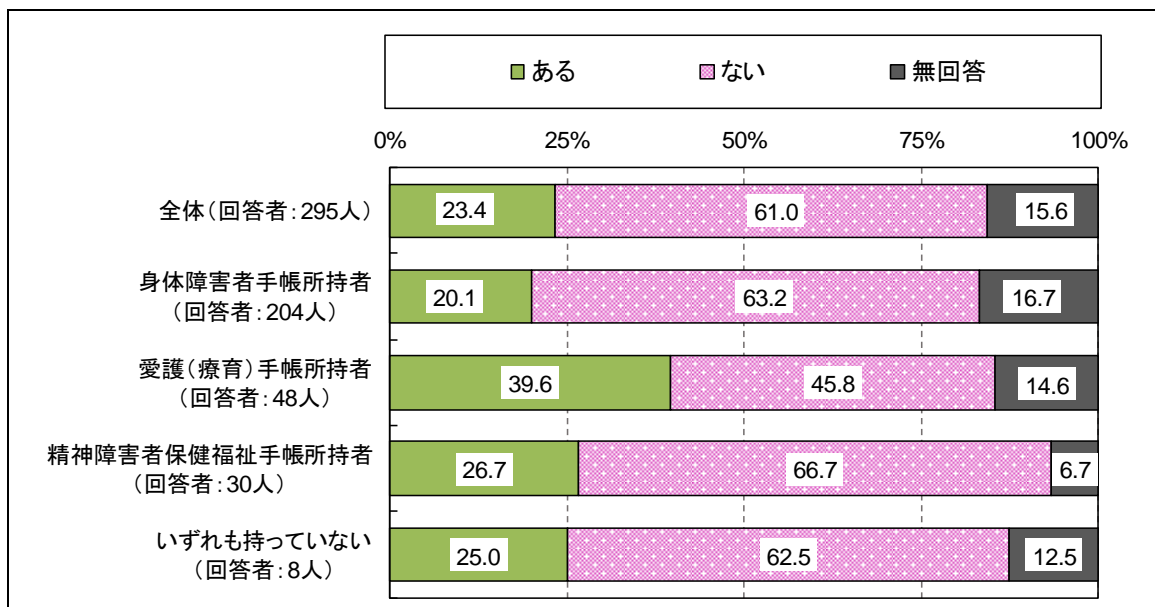
アンケート調査（障害者）によると、差別や偏見を感じることはあるかは、23.4%が「ある」と回答しており、特に愛護（療育）手帳所持者の約4割が「ある」と回答しています。また、アンケート調査（一般）によると障害者に対する差別や偏見があると感じるかは、6割以上が「感じる」と回答しています。

さらに、それがどのような場面かでは、障害者、町民ともに「人の視線」が最も多い回答となっています。

町では、パンフレットやホームページ活用して、広報・啓発活動を進めてきましたが、障害者はいまだに差別、偏見や疎外感を感じている状況にあることから、行政の側から差別等の解消に向けて多様な配慮を促すなどの対策を講じる必要があります。

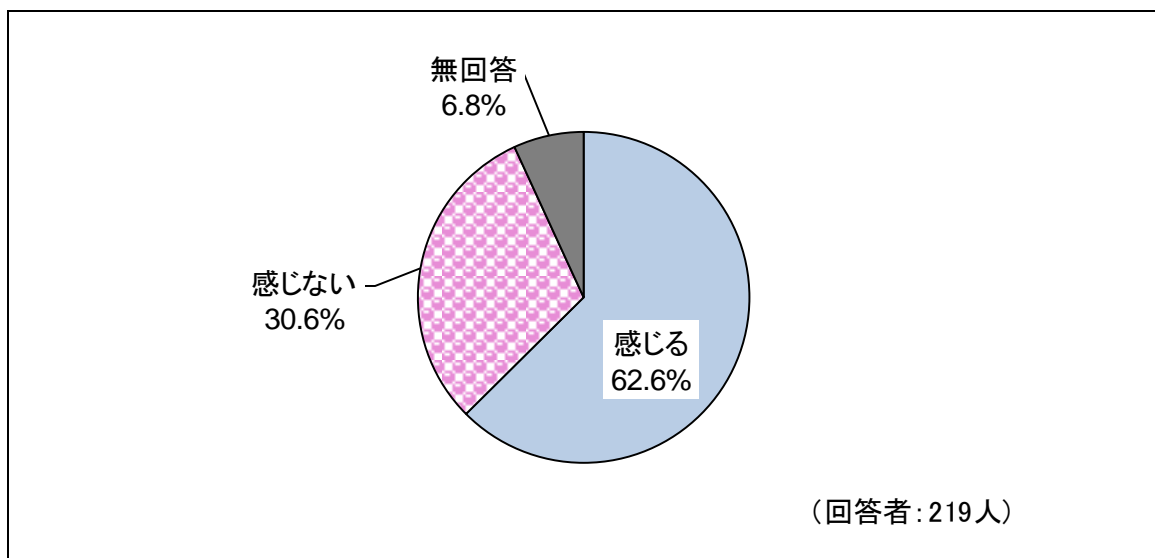
アンケート調査より

■ 日常生活において、差別や偏見を感じることもあるか



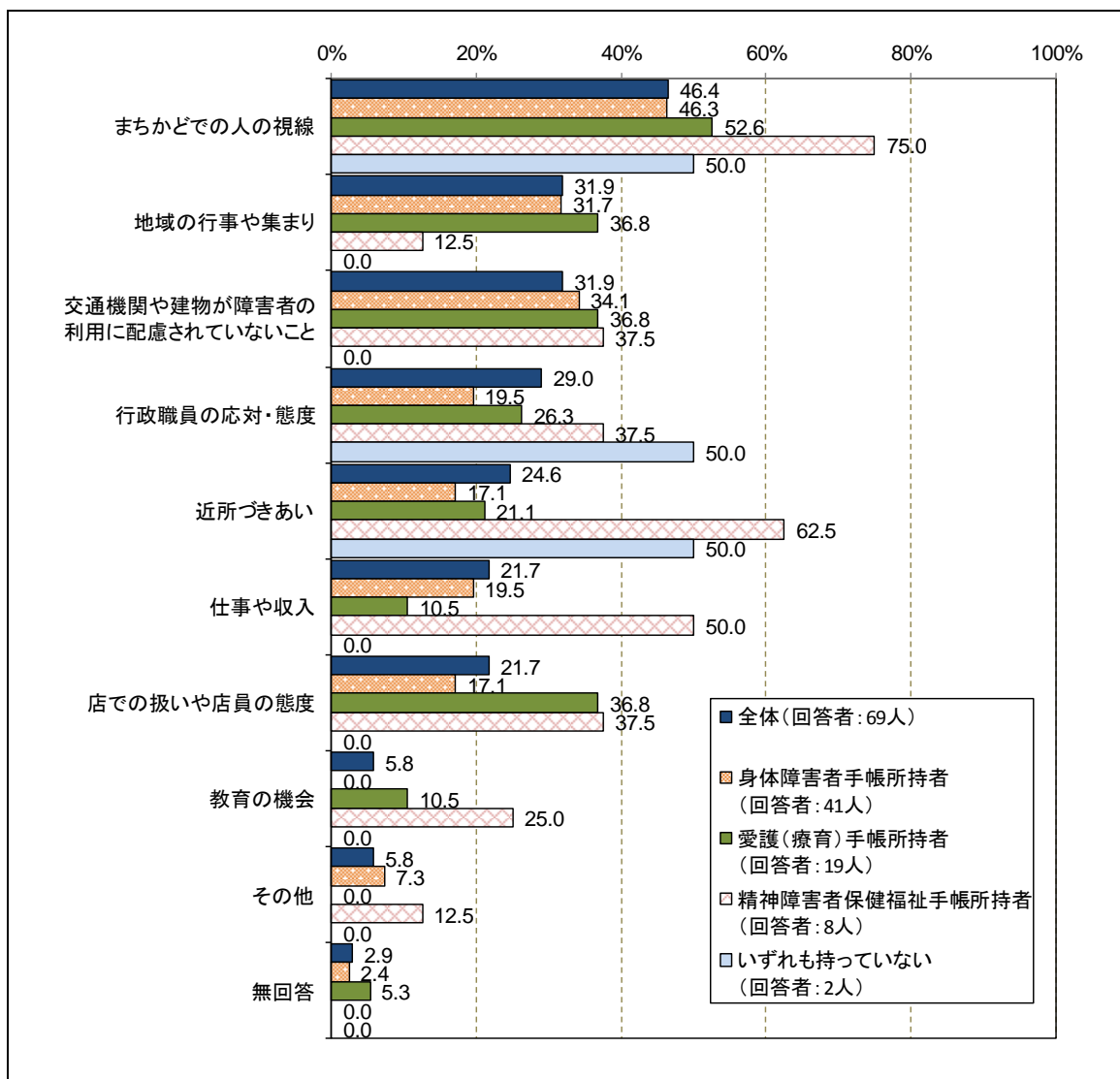
資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■ 障害者に対して差別や偏見があると感じるか



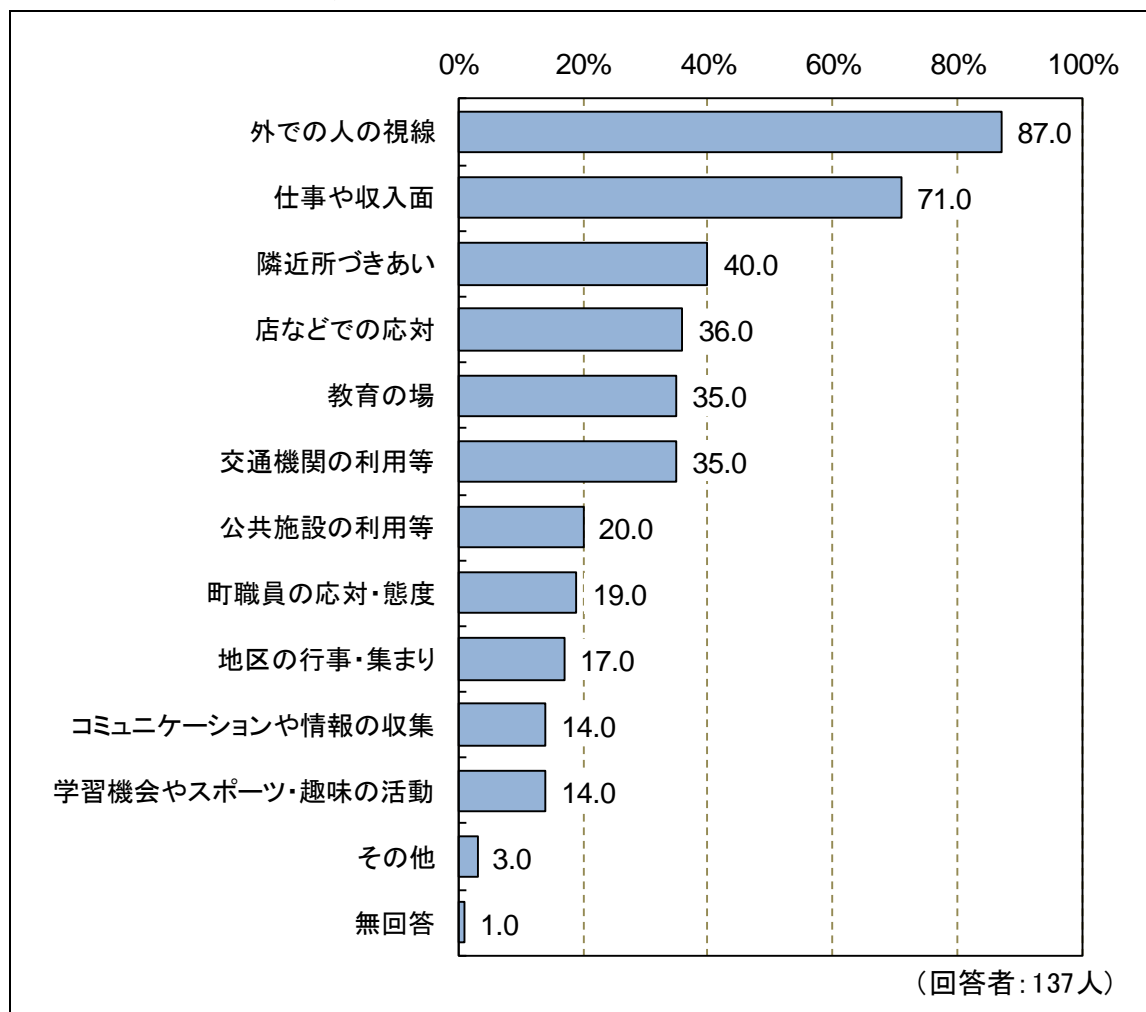
資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（一般）

■ 日常生活において、差別や偏見を感じることもあるか



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■具体的にどのような場面で、差別や偏見があると感じたか



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（一般）

【これからの取り組み】

国や県と連携し、障害者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。

項目と内容
①障害を理由とする差別の解消の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◇ホームページやパンフレットを活用し、障害者差別解消法の周知を図ります ◇国や県と連携し、障害者への差別解消に関する相談支援体制の充実に努めます。

2 権利擁護の推進

【現状と課題】

判断能力やコミュニケーション能力に障害がある知的・精神障害者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障害者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障害者等の財産や権利を守るための制度として、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」がありますが、障害者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

アンケート調査（障害者）によると、「日常生活自立支援事業」の認知度は 8.5%で、「成年後見制度」では 11.2%となっています。

今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障害者等がさらに増加していくことや、障害者の地域生活への移行が進むことも見据えて、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠なことから、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組むことが必要です。

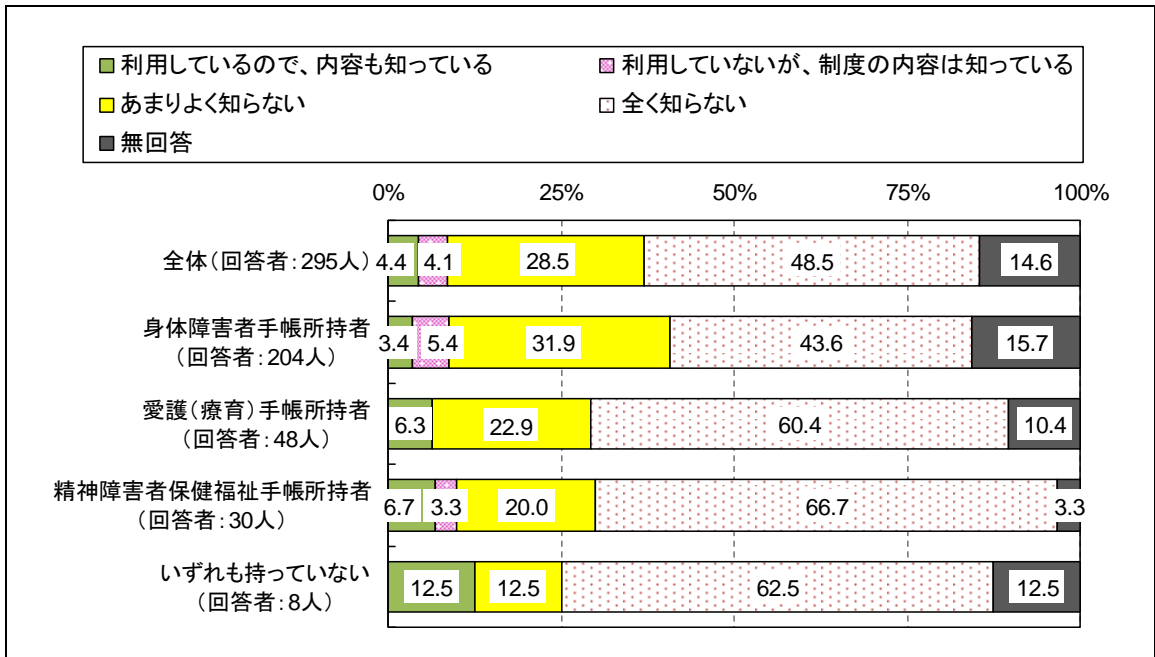
また、平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行され、この法律では、障害者への暴力や正当な理由のない拘束、財産の不当処分などを禁じ、家庭や福祉施設、職場で虐待行為を見つけた人には通報を義務づけています。

本町では、役場福祉課内に「六戸町虐待防止センター」を設置し、虐待に関する通報、相談、指導等の業務を行っています。

今後も、家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障害のある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

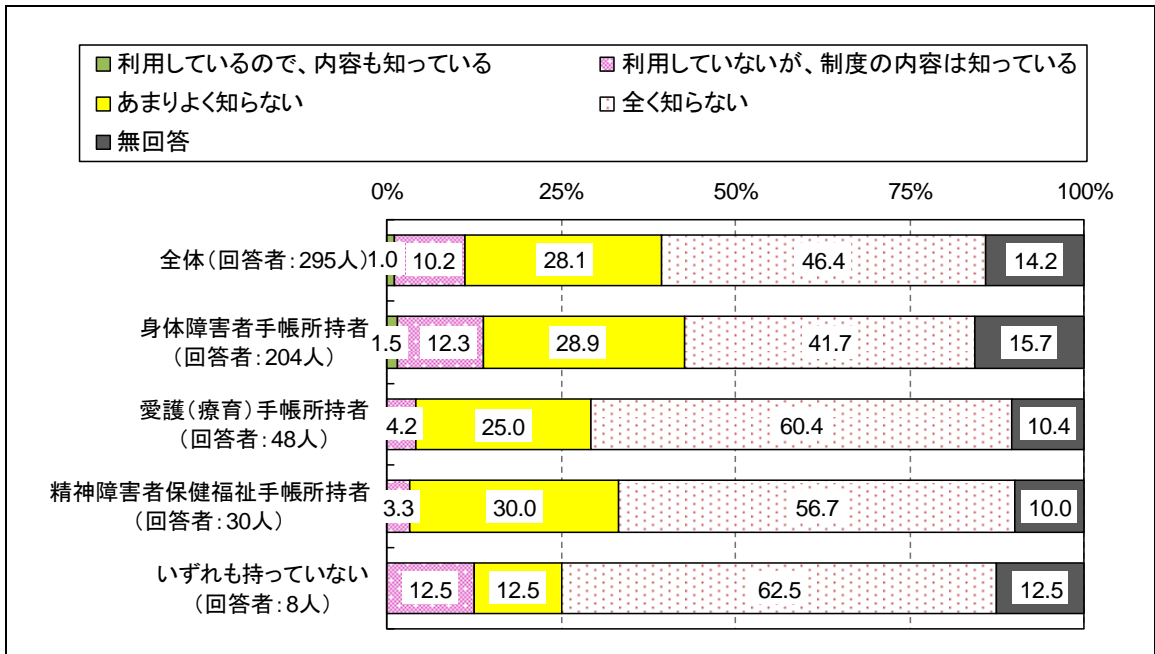
アンケート調査より

■ 日常生活自立支援事業について



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

■ 成年後見制度について



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

権利が侵害されやすい障害者が安心して生活することができるよう、虐待防止の環境づくりと専門相談など障害者の基本的権利を擁護する支援体制の整備に努めます。

項目と内容
①権利擁護体制の整備
◇ホームページやパンフレットを活用し、日常生活自立支援事業、成年後見制度など障害者の権利を守る制度の情報提供に努めます。 ◇成年後見制度等を活用し、積極的に障害者の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。経済的に成年後見制度の利用が困難な場合についても、だれでも利用できるよう支援します。
②障害者の虐待防止
◇ホームページやパンフレットを活用し、障害者虐待防止法の周知を図ります。 ◇障害者虐待防止法の内容や虐待発見者の通報義務、町の虐待防止相談窓口等について広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。 ◇虐待に関する通報を受けた場合には、障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導等を行うなど適切な対応に努めます。

【情報】

基本目標8 情報のバリアフリー化

1 情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

I T（情報通信技術）の発達とともに、パソコン（インターネット）や携帯電話の普及が急速に進み、情報取得の手段やコミュニケーションをとるツールとして幅広く利用されるようになってきました。しかし、I Tの急速な進展は、日常生活に飛躍的な利便性をもたらす一方で、情報機器の利用機会及び活用能力による格差という新たな問題を発生させています。

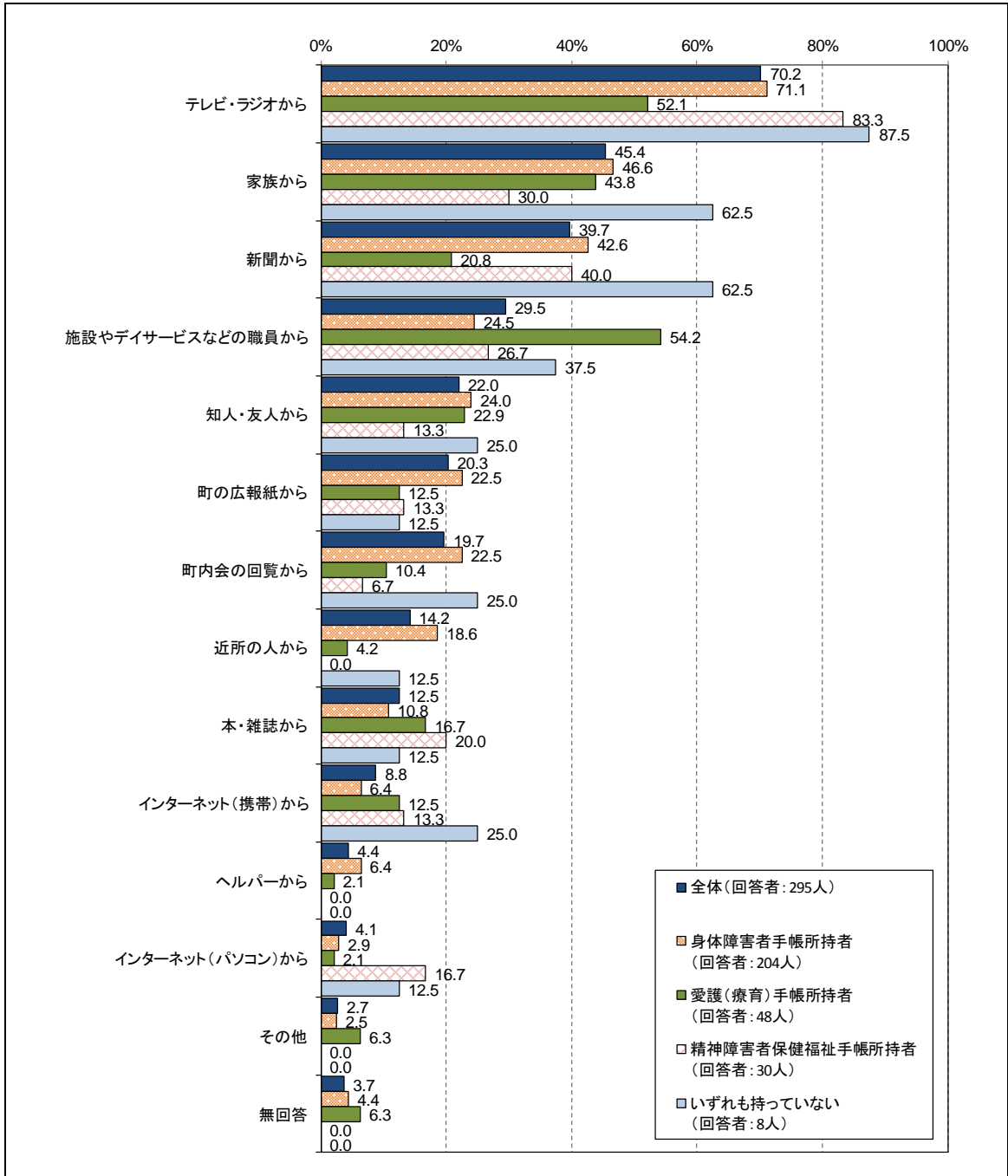
アンケート調査（障害者）によると、情報の入手先は、「テレビ・ラジオから」、「家族から」、「新聞から」という回答が多く、パソコンや携帯電話のインターネットからという回答は比較的少ない状況です。

行動の制約を伴う障害者にとって、ホームページやメールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となることから、障害等によって情報通信機器の利用機会に格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化の推進に努める必要があります。

その他、障害のために意思疎通を図ることが困難な、視覚障害者や聴覚障害者の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

アンケート調査より

■情報の入手先



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) 情報提供の充実

障害のある人のIT技術の向上を図ることなどにより情報のバリアフリー化を推進します。

項目と内容
①情報のバリアフリー化の促進
◇誰にでも分かりやすいホームページを活用した広報活動を推進します。 ◇さまざまな媒体や機会を通じて積極的に情報提供していくとともに、情報格差に配慮しつつ、パソコン、携帯電話などの活用による情報提供を推進します。

(2) コミュニケーション支援の充実

日常生活における情報の収集を支援するとともに、役場窓口において手話が必要な人とのコミュニケーションの円滑化を図るため、職員や町民に対する手話講習会を開催し、人材育成に努めます。

項目と内容
①コミュニケーション支援の充実
◇手話講習会を開催します。 ◇障害者が参加するイベント等において手話通訳者の派遣を支援します。

【スポーツ・芸術】

基本目標9 心豊かに充実した暮らし

1 スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動の促進

【現状と課題】

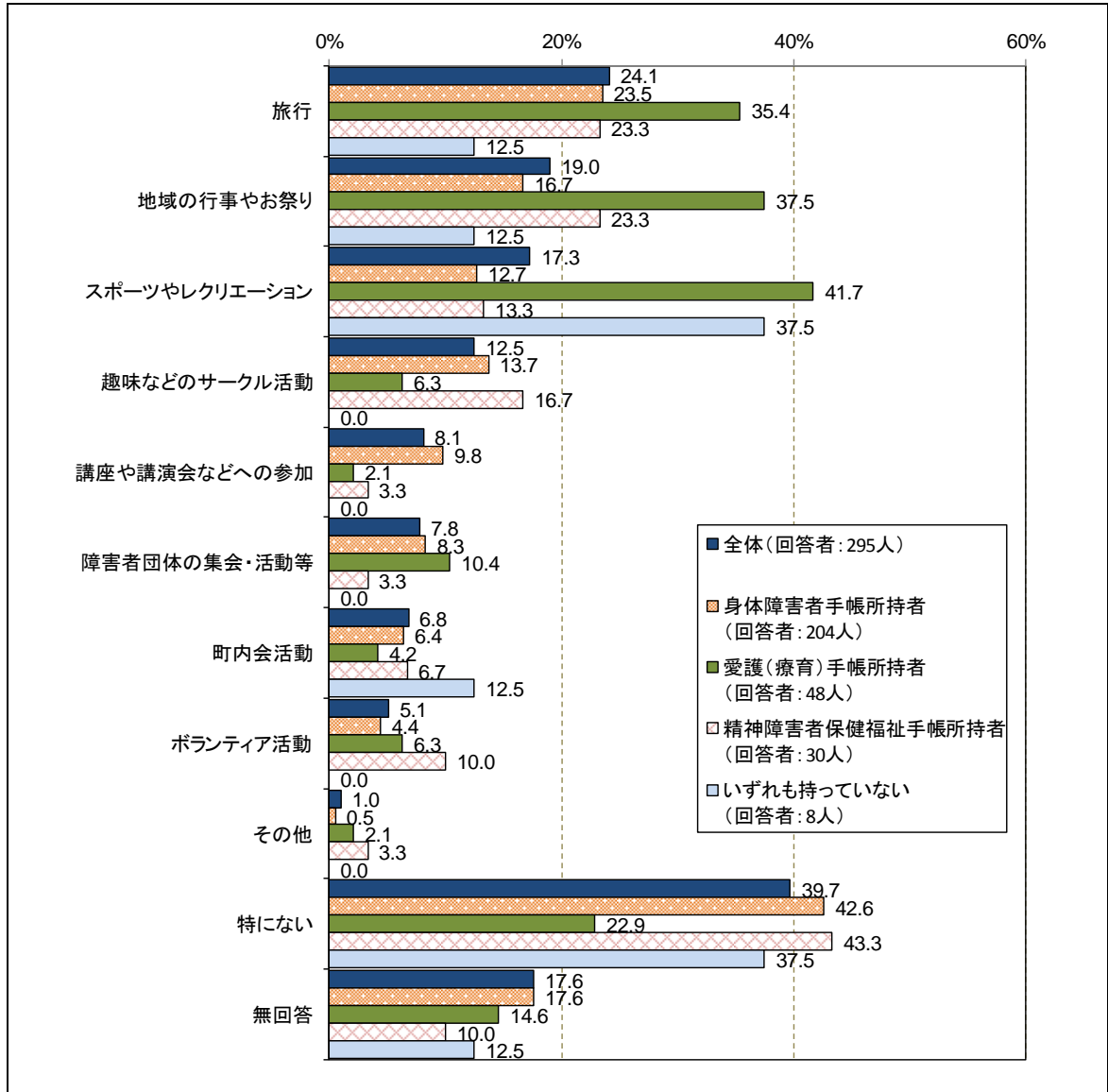
スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。障害者にとっては、その他に、障害者自身の健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的なものとなるとともに、単調になりがちな日々の生活に潤いを与え、積極的な社会参加を促すなど、自立を促進する上で、大きな役割を果たします。

アンケート調査（障害者）によると、今後行いたい活動では、「旅行」、「地域の行事やお祭り」、「スポーツやレクリエーション」が比較的多い回答であげられています。

また、スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を通じて、障害のある人となない人とが共に活動することは、地域の人々の障害者に対する理解を得る機会としても重要な役割を果たします。障害の種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

アンケート調査より

■ 今後行いたい活動



資料：六戸町障害福祉に関するアンケート調査（障害者）

【これからの取り組み】

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害のある人のスポーツ・レクリエーション、障害のある人を含めた町民が一体となったスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

項目と内容
①スポーツ・レクリエーション活動の充実
◇既存体育施設は、障害のある人の利用しやすいようにバリアフリー化を推進します。 ◇各種障害者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加機会を拡充します。 ◇障害のある人の楽しめるスポーツの振興を図ります。 ◇各種スポーツ大会の開催、スポーツ・レクリエーション教室の開催等、生涯を通じてできるスポーツの振興を図ります。

(2) 文化活動の充実

文化活動等による交流は、障害のある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であり、またノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。

障害の種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質(QOL)の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう条件整備に努めます。

項目と内容
①文化活動の推進
◇各種の催しにおいて、手話通訳者の配置や車いすスペースの確保など、障害者に配慮した運営を主催者などに呼びかけます。 ◇作品展示の機会を充実させ、障害者の意欲を高めていくよう支援します。また、県で実施しているイベントへ積極的に参加を周知します。

第4期六戸町障害福祉計画

第1章 計画の概要

1 計画の背景

障害者を取り巻く制度や環境は、近年大きく変わってきています。中でも大きな制度改正は、平成15年4月、障害者施策の一部について「措置制度」に代わり、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が実施され、平成18年4月には「支援費制度」から精神障害者を含めて身体・知的・精神の障害種別にかかわらず共通の制度によりサービスを実施する「障害者自立支援法」が施行されました。

本町においても、この施行に伴い、平成19年3月に「六戸町障害者計画及び障害福祉計画（第1期障害福祉計画）」を策定し、障害者の自立に関する数値目標を定めるとともに、その達成に向け、障害者が地域で自立して暮らせる環境づくりへの取り組みを進め、平成24年3月には「第3期六戸町障害福祉計画」（平成24年度～平成26年度）を策定しています。

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成25年4月1日より、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

これらの状況を踏まえ、障害者総合支援法に基づく「第4期六戸町障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を策定します。

2 計画の性格

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、平成29年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量について示した「実施計画」として位置づけられるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 3 カ年計画です。

◎計画期間

平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度
第4次六戸町総合振興計画										
第2次六戸町障害者計画				第3次六戸町障害者計画						
第3期六戸町 障害福祉計画										
	見直し	第4期六戸町障害福祉計画								
青森県障害福祉サー ビス実施計画(第3期)		青森県 障害福祉サービス実施計画 (第4期)								

本計画

4 計画の策定体制

(1) 六戸町障害福祉計画等策定委員会

この計画の策定に当たっては、関係団体の代表者、行政関係代表者、有識者等の代表者からなる「六戸町障害福祉計画等策定委員会」を設置し、審議・検討を行っています。

(2) 行政内部の連携体制

本計画の策定は、障害者福祉に係わる福祉課を主管課とし、庁内関係課と連携を図り、検討・調整を行っています。

(3) アンケート調査

本計画の策定は、障害者を中心に住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、計画づくりの初期段階において、障害者等の現状や意向などを把握するためのアンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。

■アンケート調査の概要

調査対象	配布数	② 回収数 【回収率】	無効回答	②有効回答 【有効回答率】
①障害者	567件	295件 【52.0%】	0件	295件 【52.0%】
②一般住民	500件	221件 【44.2%】	2件	219件 【43.8%】

※①障害者（障害者手帳所持者）

【身体障害者手帳・愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳及びサービス利用者】

※無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

5 基本理念

ノーマライゼーション ・リハビリテーション

障害者計画と同様に、障害の有無にかかわらず共にあゆむ社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障害があるために人間的な生活条件から疎外されている方の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」を本計画の基本理念とします。

■「ノーマライゼーション」

一般的には、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

■「リハビリテーション」

一般的には「障害のある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味します。

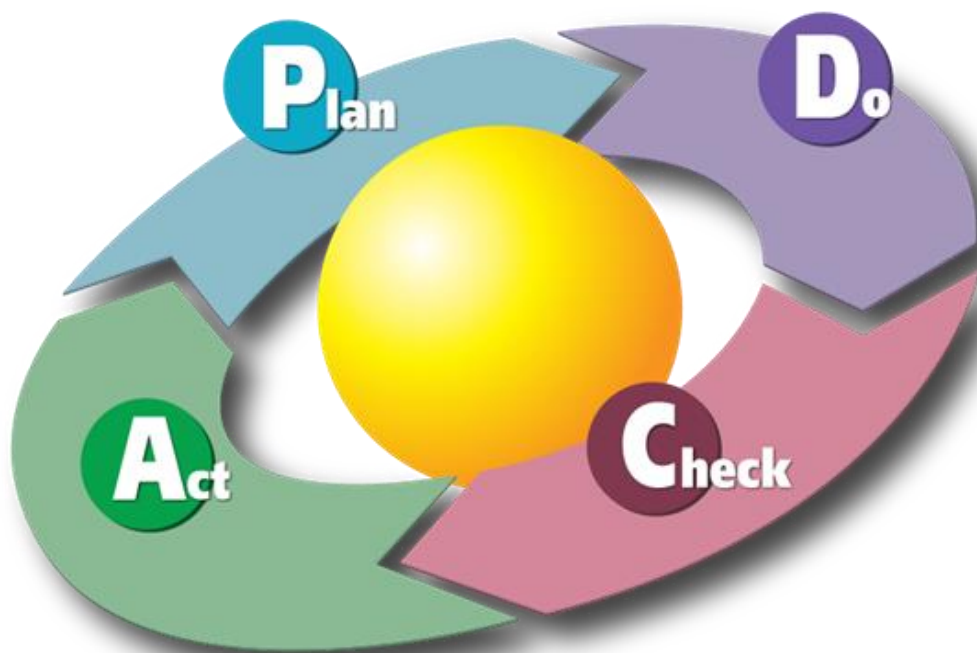
6 計画の点検・評価・見直し

年度ごとに、設定した数値目標をもとに計画の達成状況について、点検・評価を行います。

点検・評価は、障害福祉サービスの基盤整備状況とともに相談支援事業及び地域生活支援事業等のサービス利用状況や基盤整備状況についても行います。

障害福祉の向上のため、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証・評価（Check）⇒改善（Action）」の継続的かつ柔軟な実施に努めます。

■PDCAサイクルの概念図



※PDCA

- ⑤ Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
- ⑥ Do（実行）：計画に沿って業務を行う。
- ⑦ Check（評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
- ⑧ Action（改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

第2章 障害福祉計画の目標及び見込み量

1 福祉施設入所者の地域生活移行の目標

第3期障害福祉計画では、平成17年10月時点の施設入所者から平成26年度末までの地域生活への移行者を4人としています。

平成25年度末までの地域生活への移行者は2人となっています。

本計画期間において、国では、「福祉施設入所者の地域生活移行」について、「平成25年度末時点の施設入所者の4%以上削減すること」と、「平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本町では、平成29年度までに入所者数の削減目標を18人、入所から地域生活に移行する人数の目標を3人と設定します。

■福祉施設入所者の地域生活移行

項目	実績	備考
計画当初時点の入所者数	21人	平成17年10月時点
平成25年度末現在の入所者数(A)	19人	平成25年度末時点
項目	数値目標	備考
計画目標年度の入所者数(B)	18人	平成29年度末時点
入所者数の削減目標(C)	1人	A-Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き。 (国の目標割合は4%以上)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標(D)	3人	平成25年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 (国の目標割合は12%以上)

2 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援の機能を強化するため、平成 29 年度末までにグループホームまたは障害者支援施設に付加した地域生活支援拠点等を整備することが国の指針として掲げられています。

町では、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、必要性を検討します。

■地域生活支援推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）



3 福祉施設から一般就労への移行の目標

(1) 福祉施設から一般就労への移行

第3期障害福祉計画では、平成26年度の福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数を2人としています。

平成25年度の一般就労への移行者は1人となっています。

本計画期間において、国では、「福祉施設から一般就労への移行」について、「就労移行支援事業」を導入することなどにより、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成29年度時点には平成24年度時点の2倍以上になること」を目標として設定しています。

本町では、平成29年度中において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」を1人と設定します。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	実績	備考
計画当初時の年間の一般就労移行者数	0人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	平成24年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数
項目	数値目標	備考
目標年度の年間一般就労移行者数	1人	平成29年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数

(2) 就労移行支援事業利用者数

本計画期間において、国では、「就労移行支援事業の利用者数」について、「就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末の利用者から 60%以上増加」、「就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上」を目標として設定しています。

本町では、平成 29 年度中において、「就労移行支援事業利用者数」を、12 人と設定します。また、就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成する事業者割合を全就労移行事業所中 50%以上とすることを目標として設定します。

■就労移行支援事業利用者数

項目	実績	備考
平成 25 年度の年間就労移行支援事業の利用者数	10 人	平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数
項目	数値目標	備考
平成 29 年度の年間就労移行支援事業の利用者数	12 人	平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数 (国の目標割合は 60%以上)
就労移行支援事業者数	50%以上	平成 29 年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

4 障害福祉サービス等の確保の方策及び見込み量

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障害者と家族のため、障害者専門ホームヘルパーを養成・確保し、サービス提供の時間帯の拡大など、需要に対応したサービスに努めます。
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護、外出時における移動の介護を総合的に提供します。	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者が対象になるため事業者や派遣員の確保に努めます。
3	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、外出する際に必要な援助を行います。	視覚障害の特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
4	行動援護	知的障害または精神障害により常時介護を要する障害者等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。	知的障害または精神障害の特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
5	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるものに、通所による各種サービスを包括的に提供します。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障害者が通所して入浴・給食・日常動作訓練などのサービスを受けられるよう、通所施設の確保と充実に努めます。

【サービス実績及び見込量】（1ヵ月）

名称	単位	実績						見込		
		平成 24 年 度		平成 25 年 度		平成 26 年 度		平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間	240	203	290	199	340	206	240	270	300
同行援護 重度障害者等 包括支援	人		6		6		7	8	9	10

（平成 26 年度は実績見込）

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	生活介護	常時介護を要する障害者に、主として昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他生活能力向上のために必要な援助を行います。	質の高い介護と日中活動の場を提供するため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。
2	自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象とした、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な身体障害者を対象とし支援します。
3	自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害を有する障害者に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者を対象とし支援します。
4	就労移行支援	企業等への就職または在宅での就労・起業を希望する65歳未満の障害者に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる方(65歳未満)を対象とし、企業等への就労や技術を取得し在宅で就労を希望する方などを支援します。
5	就労継続支援 (A型)	①就労移行支援事業を利用して企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校の卒業後、就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方 上記の①～③の方で65歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方(65歳未満)を支援します。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
6	就労継続支援 (B型)	①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に関わりつかなかった方 ③①、②に該当しないものの50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。	就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関わりつかなかった障害者や、一定年齢に達している障害者などであって、就労の機会を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方について支援します。
7	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものに、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。	質の高い機能訓練や日常生活の支援を行なうため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。
8	短期入所 (福祉型)	施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行いません。	介護保険事業との連携・調整を図り、緊急ケースにも対応できるよう、入所施設の確保と充実に努めます。
9	短期入所 (医療型)		

【サービス実績及び見込量】（1ヵ月）

名称	単位	実績						見込		
		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
生活介護	人日	480	428	520	443	560	476	520	560	600
	人	/	21	/	21	/	24	26	28	30
自立訓練 （機能訓練）	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日	160	112	180	85	200	104	120	120	120
	人	/	6	/	4	/	5	6	6	6
就労移行支援	人日	144	241	162	206	198	126	168	189	210
	人	/	12	/	10	/	6	8	10	12
就労継続支援 （A型）	人日	23	45	23	63	46	68	88	88	88
	人	/	2	/	3	/	3	4	4	4
就労継続支援 （B型）	人日	357	381	399	388	441	435	520	580	640
	人	/	19	/	20	/	23	26	29	32
療養介護	人	2	1	2	0	2	0	0	0	0
短期入所 （福祉型）	人日	3	0	5	9	5	8	10	10	10
	人	/	0	/	1	/	1	/	/	/
短期入所 （医療型）	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（平成 26 年度は実績見込）

(3) 居住系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助は、日中は就労や生活訓練、就労移行支援等の通所事業を利用する障害者を対象に、日常生活上の支援を行ないます。	地域移行が進む中で、見込まれる需要増加に対応できるよう、その取り組みを支援します。
2	施設入所支援	施設に入所する障害者に、入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行ないます。	介護保険事業との連携・調整を図り、障害者の要望に対応できるよう、サービスの確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	単位	実績						見込		
		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
共同生活援助 (グループホーム)	人	12	10	13	11	15	13	15	17	19
施設入所支援	人	15	19	17	19	19	19	19	19	19

(平成 26 年度は実績見込)

(4) 相談支援サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	計画相談支援	障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。	全ての利用者の計画が作成できるよう、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
2	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者の地域移行を推進するため、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	地域移行が円滑に進むよう病院と連携を図り、居住施設の確保とともに、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
3	地域定着支援	居宅において単身生活する障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。	障害者が地域で安心して生活できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】（1カ年）

名称	単位	実績						見込		
		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
計画相談支援	人	30	0	60	3	95	70	75	80	85
地域移行支援	人	2	0	2	0	2	0	0	0	0
地域定着支援	人	2	0	2	0	2	0	0	0	0

(平成 26 年度は実績見込)

(5) 障害児通所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	児童発達支援	身近な地域で支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障害児の家族を対象とした支援や保育所等の障害児を預かる施設の援助等にも対応します。	保育に欠け集団生活が可能な障害児を特定の保育所を指定せず、健常児との交流を図るよう受け入れる。それとともに、総合保育の推進に努めます。
2	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するため、サービス提供事業所の確保に努めます。
3	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用の促進を図ります。	保育所等通所児童を対象に、支援の必要な児童の早期発見と関係者の共通意識を図り、訪問支援員から助言指導を得ます。
4	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害（肢体不自由）のある児童に対し、医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的な支援が必要な児童に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

【サービス実績及び見込量】（1ヵ月）

名称	単位	実績			見込		
		平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
児童発達支援	人日	19	21	10	20	25	30
	人	1	3	2	4	5	6
放課後等デイサービス	人日	65	99	107	120	135	150
	人	5	7	7	9	10	11
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	2	2	2
	人	0	0	0	2	2	2
医療型児童発達支援	人日	5	11	9	10	10	10
	人	1	2	2	2	2	2

（平成 26 年度は実績見込）

(6) 障害児入所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障害児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
2	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障害児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。

【入所実績及び見込量】（1ヵ年）

名称	単位	実績※			見込		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉型障害児入所施設 (公立もみのき学園) ※	人	1	3	2	0	0	0
医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0

※当町では公立もみのき学園に分担金を支出しており、サービス費に関しては県で支給しています。

(7) 障害児相談支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて「サービス等利用計画」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「サービス等利用計画」の作成を行います。	障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス等利用計画を作成します。

【サービス実績及び見込量】（1カ年）

名称	単位	実績			見込		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	人	8	14	13	15	17	19

(平成26年度は実績見込)

5 自立支援医療及び補装具

(1) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援医療は、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療と定義されています。

制度の周知と、障害のある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

(2) 補装具費支給

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものなどで、義肢、装具、車いすなどのことをいいます。

補装具費（購入費、修理費）の支給は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき市町村が行います。利用者は原則1割負担ですが、平成22年4月以降は市町村民税非課税世帯（※）および生活保護受給世帯の場合、費用負担はありません。

制度の周知と、障害のある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

(※) 世帯の範囲について

障害者の場合は、当該障害者及び配偶者を同一世帯とみなします。

障害児（18歳未満。ただし施設に入所している場合は20歳未満）の場合は、同一世帯の世帯員全員を世帯の範囲とみなします。

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に規定される町が実施主体となる事業で、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で地域特性を考慮して柔軟に実施できる事業から構成されています。

必須事業は、①理解促進研修啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤コミュニケーション支援事業、⑥日常生活用具給付事業、⑦移動支援事業、⑧地域活動支援センター事業の 8 項目です。

また、町の裁量で実施する任意事業は、①日中一時支援事業、②身体障害者自動車改造費助成事業の 2 項目ですが、利用者のニーズ等を踏まえ、今後、サービス提供体制を整備し、事業内容の充実を検討していきます。

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	理解促進・ 研修啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報やパンフレット、ホームページをはじめあらゆる機会をとらえ、障害者関連の情報提供の充実を図ります。
2	自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者やその家族が行う交流活動や地域住民の方などの団体が自発的に行う障害者のためのボランティア活動について支援します。
3	相談支援事業	障害者やその介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助などを行います。	六戸町単独で専門職を雇用して相談支援事業を実施することは極めて困難なことから、業務委託をして相談支援業務を実施します。なお、障害者の地域生活や就学等の諸問題の解決には、こうした相談支援が不可欠であることから、関係機関が連携し、さらに充実するよう努めます。
4	成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度利用が困難であると認められる人に、費用助成を行います。	知的障害者及び精神障害者の権利擁護のため、審判請求を行うとともに審判請求に係る費用の負担、選任された成年後見人等の報酬について助成金を交付します。
5	コミュニケーション支援事業	障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者を派遣するなどして意思疎通の円滑化を図ります。	聴覚障害者等の社会生活上の利便を図るため、専門機関と連携し手話通訳等の派遣を行います。
6	日常生活用具 給付事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	法定給付の補装具費給付と同じく所得による利用者負担の軽減措置がある負担額を設定し、必要な日常生活用具の給付をします。
7	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。	車いす等の移動手段を支援できる社会福祉法人等に業務を委託し、移動支援体制を整備するとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
8	地域活動支援センター	<p>地域活動支援センターは、基礎的事業として、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。基礎的事業に加え、事業の強化を図るためセンターには3つのタイプがあります。</p> <p>I型：基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化、ボランティアの育成、障害の理解促進等の事業を行います。</p> <p>II型：基礎的事業に加え、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを提供します。</p> <p>III型：基礎的事業を実施する小規模作業所からの移行を想定した事業を行います。</p>	<p>本町では十和田市「アSENDハウス」I型へ支援しています。今後、関係機関・団体と連携を深めながら、より効果的な地域活動支援センター事業のあり方について検討し実施するよう努めます。</p>
9	日中一時支援事業	<p>障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障害者等の日中における活動の場を確保します。</p>	<p>放課後の対応や、休日等における障害者を介護している家族の支援については、日中一時支援事業で対応するよう事業者に業務委託をします。</p>
10	身体障害者自動車改造費助成事業	<p>重度身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、福祉の増進に資するものです。</p>	<p>身体障害者本人の自動車で本人が運転する自動車について、必要な改造のための費用を町が直接助成します。</p>

【障害福祉計画に定める地域生活支援事業の実績（市町村事業）】

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		有		
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	1		1		1		
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		無		
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(4) 成年後見制度利用支援事業		0		0		0	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		0		0		2	
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	無		無		無		
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載							
① 介護・訓練支援用具	0		0		3		
② 自立生活支援用具	1		0		2		
③ 在宅療養等支援用具	2		0		0		
④ 情報・意思疎通支援用具	1		2		0		
⑤ 排泄管理支援用具	164		141		170		
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1		1		0		
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載		0		0		0	
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載		0	0	1	127	1	162
(10) 地域活動支援センター ※他市町村の地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	1	6	1	5	0	0	
	1	1	1	6	1	6	
(11) 日中一時支援事業		1		1		1	
(12) 自動車改造費助成事業		2		1		0	

【障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込（市町村事業）】

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		無	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		0		0		0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		1		1		1
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	無		無		無	
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載						
① 介護・訓練支援用具	1		1		1	
② 自立生活支援用具	1		1		1	
③ 在宅療養等支援用具	0		1		0	
④ 情報・意思疎通支援用具	1		1		1	
⑤ 排泄管理支援用具	185		200		215	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1		1		1	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載		0		0		0
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載		1 198		1 198		1 198
(10) 地域活動支援センター ※他市町村の地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	0	0	0	0	0	0
	1	5	1	5	1	5
(11) 日中一時支援事業		1		1		1
(12) 自動車改造費助成事業		1		1		1

	資料

資 料

1 六戸町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 六戸町に生活する障害者のニーズを踏まえた総合的な六戸町障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定を目的とし、六戸町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、計画原案の審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の団体の中から委員を選び組織する。

- (1) 保険医療関係者
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 身体障害者組織
- (4) 知的障害者組織
- (5) 精神障害者組織
- (6) 民生委員・児童委員
- (7) 福祉・保健衛生担当課
- (8) 国保・後期高齢担当課
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年1月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けた時はその職務を代行する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

2 六戸町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

No.	関係機関	職名	氏名
1	保険医療機関	六戸町国民健康保険診療所所長	松山 淳
2	社会福祉協議会	六戸町社会福祉協議会会長	田中 孝雄
3	身体障害者組織	六戸町身体障害者福祉会会長	田中 兼光
4	知的障害者組織	六戸町手をつなぐ親の会会長	山本 嘉一
5	精神障害者組織	山ざくらの会会長	松浦 建一
6	民生・児童委員	六戸町民生委員児童委員協議会会長	大西 勇雄
7	福祉・保健衛生担当課	福祉課長	外山 昌彦
8	国保・後期高齢担当課	町民課長	川原 徹
	事務局	課長補佐	田中 洋
		主査	鳥越 直子

第3次六戸町障害者計画及び第4期六戸町障害福祉計画

発行 六戸町 平成29年3月

編集 六戸町福祉課

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60

電話 0176-55-3111(代)

FAX 0176-55-3031